

令和3年7月1日(木) 午後2時
於 愛媛県松山市・ANAクラウンプラザホテル松山
4階「ダイヤモンドボールルーム」

令和3年度

第61回通常総会 資料(案)

— 次 第 —

1. 開 会

1. 会長挨拶

1. 議長選任

1. 議案審議

第1号議案 令和2年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

第2号議案 令和3年度事業計画、スローガンの採択、
収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

第3号議案 令和3年度借入金残高の最高限度決定の件

第4号議案 役員選挙の件

1. 閉 会

全国管工事業協同組合連合会

目 次

第1号議案 令和2年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

概 説	2
I 総務に関する事項	4
II 経理に関する事項	26
III 経営に関する事項	28
IV 広報に関する事項	34
V 事業に関する事項	38
VI 技術に関する事項	43
VII 災害時等の対応に関する事項	61
VIII 決算関係書類に関する事項	63

第2号議案 令和3年度事業計画、スローガンの採択、 収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

I 令和3年度事業計画案、スローガン決議案	72
II 令和3年度収支予算案	81
III 令和3年度経費の賦課及び徴収方法案	86

第3号議案 令和3年度借入金残高の最高限度決定の件 87 |

第4号議案 役員選挙の件 87 |

第1号議案 令和2年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

令和2年度事業報告書（案）

自 令和 2年5月 1日

至 令和 3年4月30日

概 説

本会では会員とともに政府の令和3年度水道関係当初予算の満額確保、施工時期の平準化・適正工期の確保、水道広域化・官民連携に伴う地域組合・地元企業の活用支援、悪質業者の排除及び管路工事分野におけるデジタル技術の利活用促進に関し、政府及び自由民主党の水道事業促進議員連盟所属国会議員等与党議員に要望を行った。

水道関係予算では、老朽水道管の緊急更新を推進するために十分な額を確保するとともに補助対象内容の拡充、補助率の改善などをより水道事業者がより活用しやすいように、また、工事請負費に係る積算基準の充実を訴え、令和3年度予算では、水道施設整備費として厚生労働省ほか府省計上分と合わせて、395億円が確保され、令和2年度第3次補正予算と合わせて総額は785億円となった。

一方、人材確保では、「所属員企業の経営に関する実態調査報告書（全国版）」を令和2年3月にまとめたが、若年従業者（15～34歳）が全くいない会員企業は全国で42%にもものぼった。今年度は回答数が多かった30都道府県別の報告書を作成し、該当団体に配布している。その中で50%を超える団体は6団体だった。

なお、国土交通省では、建設技能者の処遇改善のための建設キャリアアップシステム（CCUS）の本格運用を平成31年4月より開始している。CCUSの活用・普及促進に向けた具体的取組として、本会では、「建設技能者の能力評価制度」及び「専門工事企業の施工能力の見える化評価制度」について鋭意検討を進めている。また、新たな在留資格「特定技能」による外国人材受入れについては、「配管」職種が本会の申請により受入対象職種として国に認定されたことを受け、受入企業が行うべき事項をわかりやすく解説した「特定技能受入計対対応マニュアル」を策定、HPに公表した。特定技能1号海外試験は、令和2年度コロナ禍で開催できなかったが、理事会承認を受け設置した「特定技能評価試験委員会」において、海外試験及び教育訓練を実施するための試験問題の策定、テキストの作成準備を行った。

新型コロナウイルス感染症の蔓延関係では、国土交通省、厚生労働省等が発出した通知、情報をホームページ等で会員に発信するとともに、部会、委員会等会議のWEB・書面開催等の対応を行った。貴重な情報交換の場となる全国各地のブロック会議は、中止となった。また、事務局においては、時差通勤、在宅勤務等の措置を講じた。特にテレワークに対応すべくインターネット環境の整備を行った。

本会は、昭和35年7月12日の設立以来、創立60周年を迎えた。10月21日に開催を予定していた全国大会・創立60周年記念式典は、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みが長期化する事態を受けて中止となった。創立60周年記念誌を発刊して、関係機関、会員組合他に配布した。業界紙においても60周年記念特集記事が掲載された。

また、新たな時代に対応すべく、本会の今後5年程度の目指すべき方向を示す「これからの管工事業界のために一全管連ビジョン2020」を策定した。

このような中、令和2年度に行われた本会の主な事業は以下のとおりである。

・総務部門

藤川会長が田村厚生労働大臣並びに自由民主党水道事業促進議員連盟の川崎二郎会長をはじめとする関係方面に表敬訪問を行い、令和3年度水道関係予算確保及び働き方改革等の対応に関する要望書を提出し、本業界における懸案の解決に理解を求めた。

・経理部門

全管連会館の建て替えに伴う借入金の返済を円滑に実施するべく適正な資金管理に注力した。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた業務改善の一環として、インターネット等を利用した経理業務の電子化を推進した。

・経営部門

相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待として災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正の課題解決のため、令和元年6月に新・担い手3法として、品確法と建設業法・入契法が一体的に改正され、段階的に施行されている。「改正公共工事品確法と運用指針（日刊建設工業新聞社）」を会員団体に配布した。また、所属員企業の経営に関する実態調査報告書（都道府県版）をとりまとめた。なお、担い手確保・育成のため公立工業高校設備工業科の団体である全国設備工業教育研究会に技能検定（配管職種）の練習材料を例年同様に提供した。

・広報部門

全管連ジャーナル・ニュース発刊の他、パイプ月間及び水道週間期間中にPRチラシ23.9万枚、PRポスター1,500枚を作成、頒布した。災害時に被災地で組織力を発揮し迅速な水道の復旧を担っている地域の守り手としての業界のPR強化に努めた。

・事業部門

管工事賠償補償制度については、新規契約数45件を含む総加入者数が1,547件に達した。また今年度の制度運営費の組合手数料率も前年度に引続き54%とし、各支部に対し会員企業1社あたり200円の制度推進事務費を支払うことで、加入者の増加に伴う収益の一部を会員に還元した。なお、加入者数の増加に伴い損害率も上昇傾向にあることから、事故防止策の啓蒙等を通じた損害率の低減が今後の課題となっている。また、法定外労災よりも充実した補償を求める会員企業のニーズの高まりを受け、全国中央会の「業務災害補償制度」の加入促進を図った。

・技術部門

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表の改正については、働き方改革への対応やICT技術の活用等が一層求められる中、水道本管敷設作業に携わる配管工の労務単価の引き上げ等をはじめ9項目を要望したが、コロナ禍の影響で厚生労働省の中で十分な審議が行われなかった経緯もあり、引き続き要望を行っていくこととしている。

また、建設分野の外国人受入れの取組では、受入企業が行うべき事項をわかりやすく解説した「特定技能受入計画対応マニュアル」を策定、HPに公表するとともに、特定技能1号評価試験の検討を行った。給水装置工事主任技術者研修の実施では、指定工事店の更新制度導入に伴い主任技術者の研修の受講状況を更新時に確認すべき項目の一つとされたことを受け、給工財団と連携し、同研

修を本会支部で実施しているが、令和2年度はコロナ禍の影響で開催を見送った支部が多かった。

・災害時等の対応

(公社)日本水道協会では、令和2年4月に応援体制の迅速かつ効率的な構築、使いやすくわかりやすい視点で「地震等緊急時対応の手引き」を改訂した。この手引きの改訂にあわせて、本会でも「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」を令和3年4月に改訂し、都道府県連を通じて、役員・会員組合に配布した。

I 総務に関する事項

I-1 運営組織の状況に関する事項

I-1-1 総会・理事会等の開催

(1) 第60回通常総会

1) 第60回通常総会

開催日時 令和2年7月8日 午後2時

開催場所 東京都港区 品川プリンスホテル「トバーズ15」

出席者数 48人(本人出席16人、委任状出席32人)

出席理事・監事数 出席理事19人、出席監事1人

議長 藤川幸造(富山県連)

議案及び議決の内容

第1号議案 令和元年度事業報告書及び決算関係書類承認の件 (原案どおり承認)

第2号議案 令和2年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件
(原案どおり承認)

第3号議案 令和2年度借入金残高の最高限度決定の件 (原案どおり承認)

第4号議案 役員補充選挙の件 (指名推選の方法により理事6人、監事1人を選出)

2) 令和2年度全国大会・創立60周年記念式典

令和2年度は、東京オリンピックの開催により通常総会と全国大会(創立60周年記念式典)を分離開催し、全国大会・創立60周年記念式典は10月21日(水)に「京王プラザホテル」(東京都新宿区)において開催予定となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止され、翌日から計画していた記念旅行・ゴルフ大会等の関連行事も中止となった。

なお、全国大会で決議している大会スローガンは、通常総会において令和元年度の全国大会スローガンを引き続き採択した。

1. 災害時に守ろう「命の水」示そう「全管連の組織力」

1. 水道法改正を好機として全管連のさらなる飛躍につなげよう

1. 生きがい働きがいのある職場づくりで若者の入職促進に努めよう

(2) 臨時総会

1) 臨時総会

開催日時 令和2年10月16日午後1時30分

開催場所 品川プリンスホテル「ルビー34」

出席者数 48人(本人出席26人、委任状出席22人)

出席理事・監事数 出席理事95人、出席監事3人

議長 原 宣幸（神奈川県連）

議案及び議決の内容

第1号議案 役員補充選任に関する件 (原案どおり承認)

都道府県	辞任された方		選任された方	
	役職名	氏 名	役職名	氏 名
山梨県	理事	齊藤鉄也	理事	雨宮 正

2) 臨時総会

開催日時 令和3年1月18日午後1時30分

開催場所 全管連会館3階「会議室」・WEB

出席者数 48人（本人出席22人、委任状出席26人）

出席理事・監事数 出席理事95人、出席監事0人

議長 原 宣幸（神奈川県連）

議案及び議決の内容

第1号議案 役員補充選任に関する件 (原案どおり承認)

都道府県	辞任された方		選任された方	
	役職名	氏 名	役職名	氏 名
広島県	理事	中根洋一	理事	吉川純弘

(3) 理事会

第342回 令和2年6月23日午後1時30分 書面

出席者数 93人（書面）

(可決)

①第60回通常総会に提出する議案に関する件

②第60回通常総会の運営に関する件

第343回 令和2年10月16日午後1時35分 於：品川プリンスホテル「ルビー34」

出席者数 95人（本人・書面）

(可決)

①加入申込みの審査に関する件

②技術参与の委嘱に関する件

③支部長及び常設委員会委員の補充選任に関する件

④「これからの管工事業界のために－全管連ビジョン2020」

第344回 令和3年1月18日午後1時35分 於：全管連会館3階「会議室」・WEB

出席者数 95人（本人・WEB・書面）

(可決)

①常設委員会委員の補充選任に関する件

②第61回（令和3年度）通常総会及び全国大会等関連行事に関する件

③第62回（令和4年度）通常総会及び令和4年度全国大会開催地に関する件

④第32期役員（理事・監事）の割当に関する件

⑤全管連の組織見直しの検討に関する件

⑥管工事賠償補償制度に関する件

⑦「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」等の改訂に関する件

なお、上記理事会の開催後、会員組合及び会員企業の事業の運営に資するべく、業界におけるト

ピック等を内容とする下記の講演会を開催した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため1回の開催となった。

- ・地震等緊急時対応の手引きの改訂について（概要）

（令和2年10月16日、（公社）日本水道協会）

（4）監事会

令和元年度第2回	令和元年6月3日	書面
令和2年度第1回	〃 12月8日	全管連会館3階「会議室」

（5）正副会長会議等

1）正副会長・部長会議

第246回	令和2年6月10日	大手町サンスカイルーム
第247回	〃 9月29日	大手町サンスカイルーム・WEB
第248回	〃 12月16日	〃

2）会長・筆頭副会長・6部担当副会長会議

第1回	令和3年2月16日	大手町サンスカイルーム・WEB
第2回	〃 4月20日	〃

3）総務・経理合同部会

第1回	令和3年4月7日	大手町サンスカイルーム・WEB
-----	----------	-----------------

4）部長会

令和2年度第1回	令和3年4月27日	WEB
----------	-----------	-----

5）総務部会

第221回	令和2年5月19日	書面
第222回	〃 9月2日	全管連会館3階「会議室」・WEB
第223回	〃 12月2日	〃

6）総務委員会

第50回	令和2年11月18日	道後山の手ホテル・WEB
------	------------	--------------

（6）第54回事務局研修会

出席者数 35支部66名

内容 ①「CCUSが必用な理由」について

（芝浦工業大学 建築学部 教授 蟹澤宏剛 氏）

②「外国人材受入れに伴う特定技能制度」について

（全国管工事業協同組合連合会 技術参与 茨木 繁
常務理事 松本淳司）

③「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」等の改訂について

（全国管工事業協同組合連合会 総務・災害対策担当副会長 原 宣幸）

④「第61回（令和3年度）通常総会及び全国大会等関連行事PR」

（愛媛県管工事協同組合連合会 理事・事務局長 菅 徹夫 氏）

（7）新年賀詞交歓会

令和3年1月18日第344回理事会後に品川プリンスホテルで予定していたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により中止となった。

I-1-2 会員の状況

(1) 全管連会員構成 (期間中移動: 加入1、脱退2)

令和3年5月1日現在

会員団体数		所属団体数	所属業者数	前年度比
正会員	準会員			
48団体	2団体	※593団体	14,933社	-1.0%
50団体		(594団体)	(15,089社)	

※地区連合傘下の団体を含む。() 内書は前年度数。

*正会員の徳島市指定上下水道工事店協同組合並びに準会員の徳島県管工事業組合連合会は令和2年10月末をもって脱退し、組織変更した徳島県管工事業協同組合連合会が令和2年11月より正会員として加入した(令和2年10月16日 第343回理事会にて承認)。

(2) 都道府県別による会員団体、所属団体数及び業者数

令和3年5月1日現在

No	都道府県名	会員団体	所属団体	所属業者数	No	都道府県名	会員団体	所属団体	所属業者数
1	北海道	1	23	462	25	滋賀	1	10	174
2	青森	1	9	196	26	京都	1	17	254
3	岩手	1	9	154	27	大阪	1	14	529
4	宮城	1	12	288	28	奈良	1	6	112
5	秋田	1	13	219	29	和歌山	1	17	287
6	山形	1	20	251	30	兵庫	1	24	483
7	福島	1	10	250	31	岡山	1	1	180
8	茨城	1	30	321	32	広島	1	12	297
9	栃木	1	21	527	33	鳥取	1	3	37
10	群馬	2	4	199	34	島根	1	1	27
11	埼玉	1	39	837	35	山口	2	4	40
12	千葉	1	22	650	36	香川	1	9	234
13	東京	1	3	1,431	37	愛媛	1	14	295
14	神奈川	1	13	785	38	徳島	1	10	133
15	山梨	1	1	46	39	高知	1	1	44
16	新潟	1	24	579	40	福岡	1	19	445
17	長野	1	9	207	41	佐賀	1	10	169
18	富山	1	15	337	42	長崎	1	7	110
19	石川	1	12	312	43	熊本	2	15	254
20	福井	1	11	187	44	大分	1	11	223
21	愛知	1	31	905	45	宮崎	1	13	197
22	静岡	1	16	315	46	鹿児島	1	11	232
23	岐阜	1	1	468	47	沖縄	1	4	77
24	三重	1	12	174	合計		50	593	14,933

会員団体: 本会に加入している正会員及び準会員

所属団体: 正会員または準会員に加入している団体及び会員団体の総称

I - 1 - 3 出資金・基金

令和3年5月1日現在 但し、※印は基金

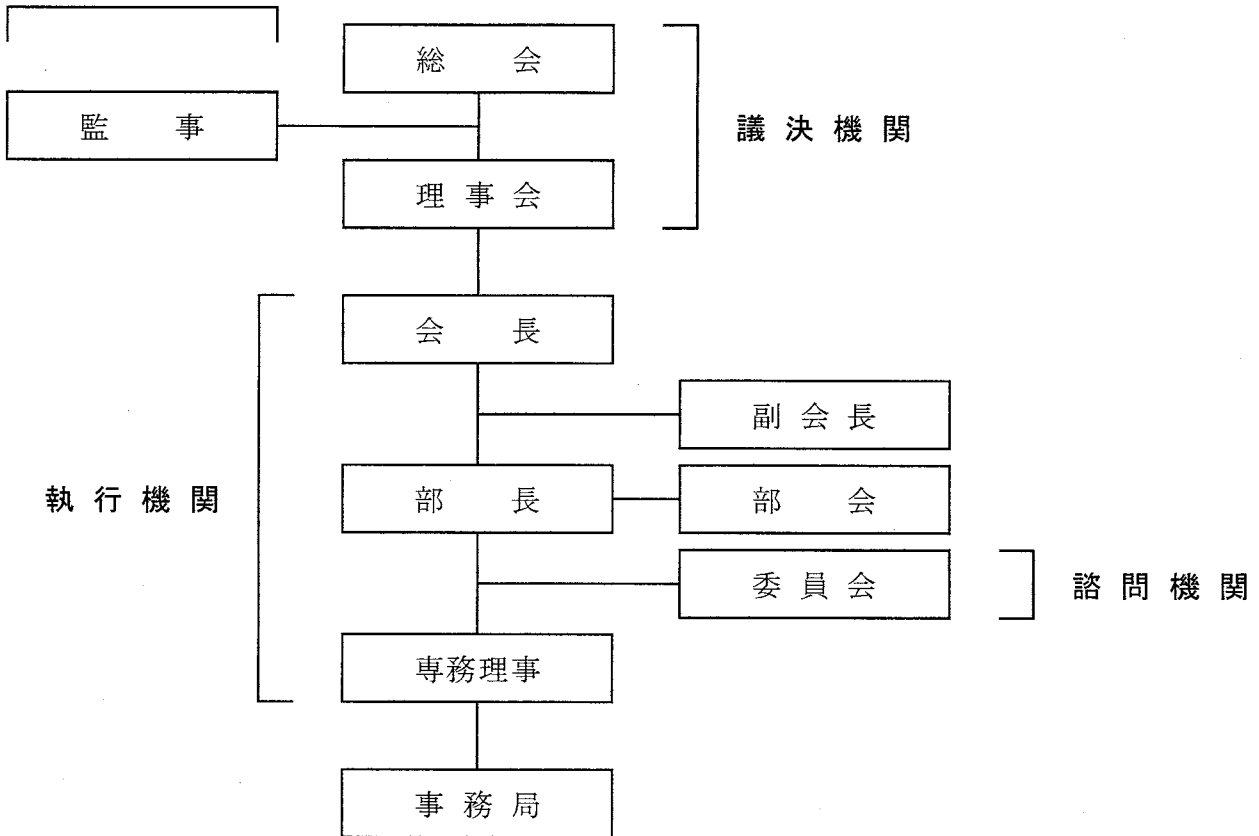
(単位：円)

No	組合名	現出資額	No	組合名	現出資額
1	北海道 (連)	5,472,000	31	兵庫県 (連)	7,808,000
2	青森県 (連)	2,672,000	32	広島県 (連)	1,480,000
3	岩手県 (連)	528,000	33	岡山	1,624,000
4	宮城県 (連)	3,208,000	34	山口県 (連)	1,248,000
5	秋田県 (連)	1,664,000	35	山口市	152,000
6	山形県 (連)	3,950,000	36	鳥取県 (連)	488,000
7	福島県 (連)	2,376,000	37	松江	216,000
8	茨城県 (連)	2,160,000	38	愛媛県 (連)	2,888,000
9	栃木県 (連)	5,624,000	39	香川県 (連)	1,088,000
10	群馬	400,000	40	高知	536,000
11	群馬県 (連)	225,000 ※	41	徳島県 (連)	1,096,000
12	埼玉県 (連)	10,048,000	42	福岡県 (連)	6,360,000
13	千葉県 (連)	6,808,000	43	佐賀県 (連)	544,000
14	東京都 (連)	18,968,000	44	長崎県 (連)	1,152,000
15	神奈川県 (連)	11,632,000	45	熊本	1,136,000
16	甲府	584,000	46	熊本県 (連)	150,000 ※
17	新潟県 (連)	2,834,000	47	大分県 (連)	2,938,000
18	長野県 (連)	1,584,000	48	宮崎県 (連)	1,648,000
19	石川県 (連)	2,128,000	49	鹿児島県 (連)	1,608,000
20	福井県 (連)	2,328,000	50	沖縄県 (連)	1,280,000
21	富山県 (連)	2,808,000			
22	愛知県 (連)	9,072,000		合計	157,793,000
23	静岡県 (連)	3,264,000			
24	岐阜	1,848,000		内訳	
25	三重県 (連)	808,000		出資金	157,418,000
26	滋賀県 (連)	888,000		※基金	375,000
27	京都府 (連)	2,376,000			
28	大阪府 (連)	11,640,000			
29	奈良県 (連)	1,184,000			
30	和歌山県 (連)	3,272,000			

I-1-4 運営機構

(1) 組織図

監査機関



(2) 業務執行部門及び常設委員会等

本会の業務執行は6部門（①総務、②経理、③経営、④広報、⑤事業、⑥技術）を、また、常設委員会（①総務、②経理、③経営、④広報、⑤事業、⑥技術）をそれぞれ設置し業務を執行した。また、大規模地震等緊急時に、（公社）日本水道協会救援本部の設置を受け、大規模な支援が必要であると判断した場合には、直ちに全管連救援対策本部を全管連事務局内に設置することとしている。

[全管連救援対策本部]

会 長	藤川幸造		
総務担当副会長	原 宣幸	技術担当副会長	北向幸吉
総務部長	岩野隆一	技術部長	大熊泰雄
総務副部長	佐々木英樹	技術副部長	松本正美
災害対策担当理事	原 宣幸	松原文司	服部愛一郎
	津村憲志	工藤光明	
専務理事	粕谷明博	常務理事	松本淳司

第31期 常設委員会

令和3年1月18日現在

- 会長：藤川幸造(富山県連)
- 筆頭副会長：白倉進(千葉県連)
- 副会長：佐藤安幸(北海道連)、北向幸吉(青森県連)、佐々木喬(埼玉県連)、宮崎文雄(東京都連)、原宣幸(神奈川県連)、加藤大二(新潟県連)、穂刈泰男(愛知県連)、馬場博嗣(京都府連)、前田隆司(大阪府連)、森岡義雄(兵庫県連)、高橋肇(岡山)、篠野義秀(徳島県連)、藤成徳(福岡県連)、岩永堅之進(長崎県連)

No.	部門	担当副会長	部長	副部长	委員長	副委員長	委員
1	総務	原宣幸 (神奈川県連)	野隆一 (東京都連)	佐々木英樹 (岩手県連)	櫻井健吾 (愛媛県連)	工藤光 (熊本県連)	池田篤司(北海道連)、丸山晴雄(神奈川県連)、星野寛(東京都連)、富田行雄(福井県連)、永野卓司(愛知県連)、谷口博巳(奈良県連)
2	経理	岩永堅之進 (長崎県連)	石田賢司 (茨城県連)	松原文 (福島県連)	新井光雄 (千葉県連)	村田信吾 (北海道連)	中村勝(栃木県連)、川島吉博(岐阜県連)、仲田泰弘(山口県連)
3	経営	馬場博嗣 (京都府連)	和田均 (栃木県連)	小柳潤一 (新潟県連)	松尾浩充 (福岡県連)	川晶 (岐阜県連)	篠田喜弘(埼玉県連)、服部愛一郎(静岡県連)、仲田一郎(沖縄県連)
4	広報	宮崎文雄 (東京都連)	藤原和彦 (三重県連)	石田隆 (神奈川県連)	岡田章 (埼玉県連)	文秀多 (秋田県連)	小堀卓三(東京都連)、津村憲志(大阪府連)、福山康洋(鹿児島県連)
5	事業	藤成徳 (福岡県連)	鹿野淳一 (山形県連)	高原豊明 (広島県連)	渡辺才司 (東京都連)	宮本正一郎 (愛媛県連)	中嶋栄一(神奈川県連)、坂明憲(愛知県連)、原田惠三(佐賀県連)
6	技術	北向幸吉 (青森県連)	大熊泰雄 (埼玉県連)	松本正美 (東京都連)	荻荷谷豊 (石川県連)	保橋大 (栃木県連)	大野博泰(愛知県連)、西村博男(鳥取県連)、小野泰一(大分県連)、安田一章(技術参与)

災害対策担当理事：原宣幸(神奈川県連)、松原文司(福島県連)、服部愛一郎(千葉県連)、渡邊字之助(神奈川県連)、安井健(愛知県連)、福田悦雄(員外)
代表監事：岡將央(東京都連) 監事：関根州一(埼玉県連)、内山邦俊(千葉県連)、津村憲志(大阪府連)、工藤光明(熊本県連)

I-1-5 機 関

(1) 理事、監事

令和2年度の本会の理事・監事は次のとおりである。

No.	役 職	氏 名	組 合 名	No.	役 職	氏 名	組 合 名
1	会 長	藤 川 幸 造	富山県連	38	理 事	中 村 猛	埼玉県連
2	副 会 長	佐 藤 安 幸	北海道連	39	〃	篠 田 喜 弘	〃
3	〃	北 向 幸 吉	青森県連	40	〃	新 井 光 雄	千葉県連
4	〃	佐々木 喬	埼玉県連	41	〃	岡 本 和 也	〃
5	〃	白 倉 進	千葉県連	42	〃	小 松 隆 弘	〃
6	〃	宮 崎 文 雄	東京都連	43	〃	石 田 隆	神奈川県連
7	〃	原 宣 幸	神奈川県連	44	〃	中 嶋 栄 一	〃
8	〃	加 藤 大 二	新潟県連	45	〃	丸 山 晴 雄	〃
9	〃	穂 刈 泰 男	愛知県連	46	〃	雨 宮 正	甲 府
10	〃	馬 場 博 嗣	京都府連	47	〃	小 堀 卓 三	東京都連
11	〃	前 田 隆 司	大阪府連	48	〃	五十嵐 隆	〃
12	〃	森 岡 義 雄	兵庫県連	49	〃	新 家 功 一	〃
13	〃	高 橋 肇	岡 山	50	〃	松 本 正 美	〃
14	〃	篠 野 義 秀	徳島県連	51	〃	渡 辺 才 司	〃
15	〃	藤 成 徳	福岡県連	52	〃	星 野 護	〃
16	〃	岩 永 堅之進	長崎県連	53	〃	小 柳 潤 一	新潟県連
17	専 務 理 事	粕 谷 明 博	員 外	54	〃	金 内 義 久	〃
18	常 務 理 事	松 本 淳 司	〃	55	〃	山 崎 正 寛	長野県連
19	部長 (総務)	岩 野 隆 一	東京都連	56	〃	柴 田 有 彦	富山県連
20	〃 (経理)	石 田 賢 司	茨城県連	57	〃	柿 本 自 如	石川県連
21	〃 (経営)	和 田 均	栃木県連	58	〃	茗 荷 谷 豊	〃
22	〃 (広報)	藤 原 和 彦	三重県連	59	〃	富 田 行 雄	福井県連
23	〃 (事業)	鹿 野 淳 一	山形県連	60	〃	小 池 勝	愛知県連
24	〃 (技術)	大 熊 泰 雄	埼玉県連	61	〃	永 野 卓 司	〃
25	理 事	村 田 信 吾	北海道連	62	〃	大 野 茂	〃
26	〃	龍 後 英 幸	〃	63	〃	坂 明 憲	〃
27	〃	佐々木 英 樹	岩手県連	64	〃	鎌 田 幸 太 郎	静岡県連
28	〃	星 進	宮城県連	65	〃	服 部 愛 一 郎	〃
29	〃	井 上 環	〃	66	〃	荒 川 晶 一	岐 阜
30	〃	本 多 秀 文	秋田県連	67	〃	岡 田 明 彦	〃
31	〃	白 田 眞 人	山形県連	68	〃	川 島 吉 博	〃
32	〃	松 原 文 司	福島県連	69	〃	谷 口 学	滋賀県連
33	〃	池 田 好 男	茨城県連	70	〃	豊 嶋 一 俊	京都府連
34	〃	大 橋 保	栃木県連	71	〃	藤 岡 昭 雄	大阪府連
35	〃	中 村 勝	〃	72	〃	津 村 憲 志	〃
36	〃	大 川 恭 史	群 馬	73	〃	水 野 博 巳	奈良県連
37	〃	岡 田 章	埼玉県連	74	〃	小 向 俊 和	和歌山県連

No.	役職	氏名	組合名	No.	役職	氏名	組合名
75	理事	濱本 黎二	和歌山県連	89	理事	原田 恵三	佐賀県連
76	〃	角田 壽郎	兵庫県連	90	〃	工藤 光明	熊本県連
77	〃	山本 繁之	〃	91	〃	横山 英生	〃
78	〃	高原 豊明	広島県連	92	〃	小野 泰男	大分県連
79	〃	吉川 純弘	〃	93	〃	古澤 雄二	宮崎県連
80	〃	西村 博文	鳥取県連	94	〃	福山 康洋	鹿児島県連
81	〃	北野 伸昭	松江	95	〃	仲田 一郎	沖縄県連
82	〃	仲田 泰弘	山口県連				
83	〃	中川 悟	香川県連	1	監事(代表)	岡 將央	東京都連
84	〃	櫻井 健吾	愛媛県連	2	監事	関根 州一	埼玉県連
85	〃	宮本 正一郎	〃	3	〃	内山 邦俊	千葉県連
86	〃	上村 健一	高知	4	〃	渡邊 宇之助	神奈川県連
87	〃	松尾 浩充	福岡県連	5	〃	安井 健	愛知県連
88	〃	縄田 清高	〃	6	〃	福田 悦雄	員外

(2) ブロック担当副会長、支部長

令和2年度の本会ブロック担当副会長、支部長は次のとおりである。

全管連・ブロック掌握機関及び支部一覧表

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
1	北海道 ブロック	佐藤 安幸	1	北海道道央支部	池田 篤司
			2	〃 道東支部	小泉 勝裕
			3	〃 道西支部	村田 信吾
			4	〃 道南支部	水嶋 清孝
			5	〃 道北支部	龍後 英幸
2	東北 ブロック	北向 幸吉	6	青森県支部	北向 幸吉
			7	岩手県支部	佐々木 英樹
			8	宮城県支部	星 進
			9	秋田県支部	本多 秀文
			10	山形県支部	鹿野 淳一
			11	福島県支部	松原 文司

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
3	関東 ブロック	白倉進	12	茨城県支部	石田賢司
			13	栃木県支部	和田均
			14	群馬県支部	大川恭史
			15	埼玉県支部	佐々木喬
			16	千葉県支部	白倉進
			17	神奈川県支部	原宣幸
18	山梨県支部	雨宮正			
4	東京 ブロック	宮崎文雄	19	東京都支部	宮崎文雄
5	北信越 ブロック	加藤大二	20	新潟県支部	加藤大二
			21	長野県支部	山崎大正
			22	富山県支部	柴田有彦
			23	石川県支部	柿本自如
24	福井県支部	富田行雄			
6	中部 ブロック	穂刈泰男	25	愛知県支部	穂刈泰男
			26	静岡県支部	鎌田幸太郎
			27	岐阜県支部	荒川晶一
			28	三重県支部	藤原和彦
7	近畿 ブロック	前田隆司	29	滋賀県支部	谷口学
			30	京都府支部	馬場博嗣
			31	大阪府支部	前田隆司
			32	奈良県支部	水野博巳
			33	和歌山県支部	小向俊和
			34	兵庫県支部	森岡義雄
8	中国 ブロック	高橋肇	35	岡山県支部	高橋肇
			36	広島県支部	高原豊明
			37	鳥取県支部	西村博文
			38	島根県支部	北野伸昭
			39	山口県支部	仲田泰弘
9	四国 ブロック	篠野義秀	40	香川県支部	中川悟吾
			41	愛媛県支部	櫻井健吾
			42	徳島県支部	篠野義秀
			43	高知県支部	上村健一

No	ブロック 掌握機関	ブロック 担当副会長	No	都道府県支部	都道府県支部長
10	九州 ブロック	藤 成 徳	44	福岡県支部	藤 成 徳
			45	佐賀県支部	原 田 恵 三
			46	長崎県支部	岩 永 堅 之 進
			47	熊本県支部	工 藤 光 明
			48	大分県支部	小 野 泰 男
			49	宮崎県支部	古 澤 雄 二
			50	鹿児島県支部	福 山 康 洋 郎
			51	沖縄県支部	仲 田 一 郎

(3) 名誉会長、相談役、技術参与

1) 名誉会長

大 澤 規 郎 (埼玉県連)

2) 相談役

渡 辺 皓 (宮城県連)

3) 技術参与 (五十音順)

阿 部 弘 之 (東京都立多摩職業能力開発センター 職業訓練指導員)

茨 木 繁 (大阪ガス㈱より (一社) 建設技能人材機構へ出向)

熊 野 建 城 (元東京都水道局 北部支所配水課長)

小 泉 智 和 (元東京都水道局 総務部長)

鈴 木 慶 一 (元(公社)日本水道協会 工務部長)

高 橋 礼 重 (元横須賀市水道局 給水装置課長)

安 田 一 章 (元(公社)日本水道協会 品質認証センター 品質管理課長)

(4) 事務局 (常勤役員・職員)

専 務 理 事 粕 谷 明 博 経 理 ・ 事 業 課 長 鈴 木 都 久 生

常 務 理 事 松 本 淳 司 主 任 依 田 仁 朗

事 務 局 長 上 田 忠 幸 " 阿 蘇 千 寿 子

事 務 局 次 長 佐 藤 良 浩 " 仲 村 信 慶

No	会社名	所在地	No	会社名	所在地
1	(株)アイテック	新潟・上越市	39	(株)タブチ	大阪・大阪市
2	(株)アイビージェイ	東京・渋谷区	40	月島テクノメンテサービス(株)	東京・江東区
3	(株)アカギ	"・中央区	41	(株)テクノフレックス	"・台東区
4	アサダ(株)	愛知・名古屋市	42	(株)デック	神奈川・横浜市
5	アルミ複合ポリエチレン管協会	東京・千代田区	43	テラル(株)	東京・文京区
6	アンデス産業(株)	"・墨田区	44	TOTO(株)	"・港区
7	(株)ウーベル保険事務所	"・中央区	45	東京水道(株)	"・新宿区
8	(株)ウォーターエージェンシー	"・新宿区	46	東洋バルブ(株)	"・中央区
9	(株)エージェンシーソフト	"・千代田区	47	東横システム(株)	"・大田区
10	(株)FMバルブ製作所	"・文京区	48	西尾レントオール(株)	大阪・大阪市
11	塩化ビニル管・継手協会	"・港区	49	(株)日水コン	東京・新宿区
12	大阪ガス(株)	大阪・大阪市	50	(株)日邦バルブ	長野・松本市
13	兼工業(株)	愛知・小牧市	51	日本水工設計(株)	東京・中央区
14	(株)川西水道機器	香川・綾歌郡	52	日本水道鋼管協会	"・千代田区
15	(株)キッツ	千葉・千葉市	53	(一社)日本ダクタイル鉄管協会	"・千代田区
16	キャタピラージャパン(同)	神奈川・横浜市	54	日本フローセル(株)	"・港区
17	(株)クボタ	東京・中央区	55	日本ヘルメチックス(株)	"・品川区
18	栗本商事(株)	大阪・大阪市	56	配水用ポリエチレンパイプシステム協会	"・千代田区
19	(株)K V K	岐阜・加茂郡	57	橋本総業(株)	"・中央区
20	(株)小泉	東京・杉並区	58	(株)パロマ	愛知・名古屋市
21	(株)光明製作所	大阪・和泉市	59	(株)日立産機システム	東京・千代田区
22	コスモ工機(株)	東京・港区	60	フジ地中情報(株)	"・港区
23	(株)小松製作所	"・港区	61	フジテコム(株)	"・千代田区
24	(株)笹川電機商会	新潟・新潟市	62	プラスチック・マスマンホール協会	"・中央区
25	JFEエンジニアリング(株)	神奈川・横浜市	63	(株)プラスバイプラス	大阪・大阪市
26	信濃衣料(株)	長野・長野市	64	(株)ブリヂストン	東京・中央区
27	(株)清水合金製作所	滋賀・彦根市	65	ベルソフトウェア(株)	神奈川・川崎市
28	(株)ジャパンエキスパートシステム	東京・港区	66	前澤化成工業(株)	東京・中央区
29	(株)昭和螺旋管製作所	"・北区	67	前澤給装工業(株)	"・目黒区
30	水道マッピングシステム(株)	"・新宿区	68	(株)松阪鉄工所	三重・津市
31	水 i n g(株)	"・港区	69	(株)丸互	新潟・上越市
32	積水化学工業(株)	"・港区	70	(株)ミナミサワ	長野・長野市
33	(一社)全国設備業 I T 推進会	"・千代田区	71	メタウォーター(株)	東京・千代田区
34	(株)全日出版社	"・渋谷区	72	(株)大和バルブ	"・品川区
35	損害保険ジャパン(株)	"・新宿区	73	(株)L I X I L	"・江東区
36	第一環境(株)	"・港区	74	レッキス工業(株)	大阪・東大阪市
37	大成機工(株)	大阪・大阪市	75	渡辺パイプ(株)	東京・中央区
38	(株)竹村製作所	長野・長野市			

I-1-7 施設の設置状況

- (1) 事務所 東京都豊島区北大塚3-30-10
- (2) 名称 全管連会館
- (3) 構造等 鉄骨造 地上4階建 制震構造、建築面積163.37㎡、延べ面積622.40㎡
- (4) 取得年月 昭和52年11月（新会館竣工：平成31年2月）
- (5) 貸室 4階 渡辺パイプ(株)、1階 (株)フロンテ（ともに平成31年4月入居）

I-2 その他組合の状況に関する重要な事項

I-2-1 功労者表彰

(1) 叙勲、国家褒章、大臣表彰

1) 叙勲

①令和2年秋（発令 令和2年11月3日）

（国土交通省関係）

旭日双光章 白倉 進（千葉県連） 横山英生（熊本県連） 原田佳幸（三重県連）
中村 達（沖縄県連）

瑞宝単光章 梶村忠雄（愛媛県連） 佐藤 健（秋田県連） 佐藤俊司（秋田県連）

（厚生労働省関係）

瑞宝双光章 別所俊彦（三重県連）

②令和3年春（発令 令和3年4月29日）

（国土交通省関係）

旭日双光章 小柳潤一（新潟県連） 川間政男（秋田県連） 山口敬三（兵庫県連）

瑞宝単光章 竹田政文（香川県連） 池田耕造（香川県連）

2) 国家褒章

①令和2年秋（発令 令和2年11月3日）

（国土交通省関係）

黄綬褒章 石倉 宏（京都府連）

②令和3年春（発令 令和3年4月29日）

（国土交通省関係）

黄綬褒章 大橋 保（栃木県連）

3) 大臣表彰・感謝状

①国土交通大臣表彰

・令和2年建設事業関係（令和2年7月10日）

〔功労者〕

森岡義雄（兵庫県連） 佐々木英樹（岩手県連） 岡田 章（埼玉県連）
松尾浩充（福岡県連） 乾 哲典（滋賀県連） 坂東利仁（和歌山県連）

②厚生労働大臣表彰

・水道関係功労者（令和2年11月9日）

東滝博明（香川県連）

（令和3年1月18日）

川島吉博（岐阜県連） 仲田一郎（沖縄県連）

(令和3年2月20日)

加藤弘道(愛媛県連) 松見春雄(愛媛県連) 大野 忠(愛媛県連)

・技能検定関係(令和2年11月13日)

[功労者]

馬場博嗣(京都府連) 近藤久喜(愛知県連)

・卓越した技能者[現代の名工](令和2年11月6日)

石井敏明(新潟県連)

③厚生労働大臣感謝状

岐阜県管設備工業協同組合(50周年)

神戸市管工事業協同組合(100周年)

(2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰(令和2年10月2日)

大久保正樹(宮城県連) 山根三郎(和歌山県連) 石野昌男(岡山)

小滝一彦(香川県連)

(3) 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(令和2年10月2日)

伊藤貴之(宮城県連) 藤田昌士(香川県連)

(4) 国土交通省不動産・建設経済局長表彰(令和2年10月1日・浄化槽関係事業功労)

奈良 稔(香川県連)

(5) 全管連表彰(令和2年7月8日)

全管連表彰規程第2条 組合員に対する表彰(97名)

全管連表彰規程第3条 組合員たる法人の役員及び従業員に対する表彰(297名)

全管連表彰規程第4条 組合職員に対する表彰(19名)

I-2-2 関連諸団体への役員・委員等の委嘱

No	官庁・団体	役職名	氏名
1	<国> 国土交通省 管工事施工管理技術検定委員会 建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会 専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会 建設業の一人親方問題に関する検討会	委員 " " "	藤川幸造 大熊泰雄 " 和田 均
2	厚生労働省 給水装置の構造材質基準・試験方法の見直しに関する 検討委員会	"	安田一章
3	文部科学省 科学技術・学術審議会技術士分科会 試験部会 <独立行政法人>	専門委員	粕谷明博
4	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 <財団法人>	評議員	藤川幸造

5	(公財) 給水工事技術振興財団	理 事	藤川幸造
		〃	原 宣幸
		〃	宮崎文雄
		評 議 員	佐藤安幸
		〃	北向幸吉
		〃	穂刈泰男
		〃	前田隆司
		〃	高橋 肇
		〃	藤 成徳
	機関誌編集委員会	委 員	石田 隆
	調査研究課題選考委員会	〃	粕谷明博
	埋設給水用ポリエチレン管の経時変化と健全性評価に 関する検討委員会	〃	清原健志
6	(一財) 建設業振興基金	〃	中川 悟
	基幹技能者制度推進協議会	〃	松本淳司
	建築・設備施工管理 CPD 制度運営委員会	〃	金子達之輔
	〃 プログラム審査委員会	〃	
7	(一財) 全国建設研修センター	評 議 員	宮崎文雄
8	(一財) 地域開発研究所	〃	〃
9	(公財) 日本建築衛生管理教育センター	〃	粕谷明博
10	(公財) 日本環境整備教育センター	〃	
	浄化槽設備士試験委員会	委 員	高橋礼重
11	(一財) 日本ガス機器検査協会	〃	和田 均
	ガス機器設置技能資格制度運営委員会	〃	
12	(一財) 日本燃焼機器検査協会	〃	高橋礼重
	給水器具認証制度運営委員会	〃	安田一章
	燃料電池システム認証業務運営委員会	〃	〃
	燃料電池等検査基準作成委員会	〃	〃
	<社団法人>		
13	(公社) 日本水道協会	〃	粕谷明博
	認証制度運営委員会	〃	安田一章
	認証審査委員会	〃	〃
	給水用具の維持管理指針改訂専門委員会	〃	〃
14	(公社) 日本下水道協会	参 与	藤川幸造
	賛助会員	委 員	粕谷明博
	災害時支援に関する検討会	理 事	〃
15	(一社) 日本水道工業団体連合会	〃	
16	(一社) 建設産業専門団体連合会	委 員	太田勝晶
	企画委員会・専門部会		

	<その他>		
17	全国中小企業団体中央会	評 議 員	藤川幸造
18	建設業労働災害防止協会	常任理事	〃
	木造家屋建築工事安全対策委員会	委 員	和田 均
19	中央職業能力開発協会	参 議	粕谷明博
	中央技能検定委員会 配管（建築配管）	委 員	渡邊弘幸
		〃	金子達之輔
	中央技能検定委員会 基礎級配管（建築配管）	〃	渡邊弘幸
		〃	金子達之輔
	第 58 回技能五輪全国大会（配管）	競技委員	渡邊弘幸
		〃	金子達之輔
	第 31 回技能グランプリ（建築配管）	運営委員	仲村信慶
		競技委員	渡邊弘幸
		〃	金子達之輔
		運営委員	仲村信慶
20	「浄化槽の日」実行委員会	委 員	粕谷明博
	企画委員会	〃	〃
21	浄化槽中央連絡協議会	常任理事	加藤大二
		理 事	大熊泰雄
		〃	粕谷明博
		〃	松本淳司
22	建築衛生管理中央団体協議会	委 員	粕谷明博
23	貯水槽管理中央協議会	〃	〃
	教材等専門委員会	〃	高橋礼重
24	登録配管基幹技能者講習		
	講習委員会	副委員長	中川 悟
		委 員	安田一章
		〃	松本淳司
	講習運営委員会	〃	安田一章
		〃	阿部弘之
		〃	仲村信慶

I-2-3 全国管工事業協同組合連合会青年部協議会

(平成9年設立)

(1) 令和2年度事業

テーマ『『稽古照今』で今を生きる』

〔総務部会〕 ① 通常総会開催事業

第24回通常総会

② 広報関連事業 I

I. 「アヒルのたまご」の発刊

〃

II. 「全管連ジャーナル」への寄稿

〃

III. ホームページの更新

〃

IV. 環境問題研究事業報告書の作成

- ③ 広報関連事業Ⅱ 全管連総会PR事業、周年事業への参加
相談員の派遣
- 〔事業部会〕 ④ 会員交流事業 研修会事業、出前トークミッション
- ⑤ 親会委託事業 管工事業界PR資料製作、フェイスブックを利用した会員交流
- ⑥ 担い手育成事業 実態調査アンケートに基づいた事業、管工事業界PR動画の活用と普及促進

(2) 会員名簿 (期間中移動なし)

No	都道府 県 名	会 員 団 体 名	構 成 員 数
1	北海道	北海道管工事業協同組合連合会青年部協議会	137名
2	青 森	青森県管工事業協同組合連合会青年部協議会	100名
3	岩 手	岩手県管工事業協同組合連合会青年部連絡協議会	12名
4	宮 城	宮城県管工業協同組合青年部連絡協議会	30名
5	秋 田	秋田管工事業協同組合青年部協議会	18名
6	山 形	山形市管工事協同組合青年部	22名
7	福 島	福島県管工事協同組合連合会青年部	153名
8	栃 木	宇都宮市管工事業協同組合青年部会	27名
9	埼 玉	埼玉県管工事業協同組合連合会青年部協議会	110名
10	神奈川	横浜市管工事協同組合青年部	30名
11	〃	神奈川県管工事業協同組合青年部	68名
12	〃	川崎市管工事業協同組合青年部会	22名
13	東 京	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会	279名
14	新 潟	新潟市管工事業協同組合青年部	29名
15	富 山	富山県管工事業協同組合連合会青年部	93名
16	石 川	石川県管工事協同組合青年部会	28名
17	愛 知	名古屋市指定水道工事店協同組合青年部会	54名
18	京 都	京都府管工事工業協同組合青年会	26名
19	和歌山	和歌山市管工事業協同組合青年部	25名
20	兵 庫	兵庫県管工事業協同組合連合会青年部協議会	52名
21	岡 山	岡山市管工設備協同組合青年部	22名
22	広 島	広島市指定上下水道工事業協同組合青年部会	14名
23	〃	福山管工事協同組合青年部	19名
24	香 川	高松市上下水道工事業協同組合青年部会	23名
25	愛 媛	愛媛県管工事協同組合連合会青年部連絡協議会	11名
26	徳 島	徳島市指定上下水道工事店協同組合青年部	12名
27	高 知	高知市管工事設備業協同組合若葉会	19名
28	福 岡	福岡市管工事協同組合青年部会	28名
29	長 崎	長崎市管工業協同組合青年部	11名

30	熊 本	熊本市管工事協同組合青年部会	35名
31	大 分	大分市管工事協同組合青年部会	19名
		合計	1,528名

(3) 役員一覧 (理事30名、監事2名)

No	役 職	氏 名	所 属 組 合
1	会 長	太田 勝晶	川崎市管工事業協同組合青年部会
2	総括副会長	山中 賢作	兵庫県管工事業協同組合連合会青年部協議会
3	総務担当副会長	瀧島 康秀	東京都管工事工業協同組合青年部長協議会
4	事業担当副会長	日下 貴博	福島県管工事協同組合連合会青年部
5	総務部会長	林 誠	熊本市管工事協同組合青年部会
6	事業部会長	廣田 勝義	宇都宮市管工事業協同組合青年部会
7	総務副部会長	安宅 弘明	高知市管工事設備業協同組合若葉会
8	事業副部会長	美野 太陽	名古屋市指定水道工事店協同組合青年部会
9	理 事	渡部 正益	北海道管工事業協同組合連合会青年部協議会
10	〃	村上 拓世	青森県管工事業協同組合連合会青年部協議会
11	〃	高橋 智彦	岩手県管工事業協同組合連合会青年部連絡協議会
12	〃	扇 俊介	宮城県管工業協同組合青年部連絡協議会
13	〃	高橋 洋平	秋田管工事業協同組合青年部協議会
14	〃	深瀬 継人	山形市管工事協同組合青年部
15	〃	鈴木 実	埼玉県管工事業協同組合連合会青年部協議会
16	〃	鈴木 嘉幸	横浜市管工事協同組合青年部
17	〃	本田 泰章	神奈川県管工事業協同組合青年部
18	〃	井戸村 友正	新潟市管工事業協同組合青年部
19	〃	西川 輝明	富山県管工事業協同組合連合会青年部
20	〃	三原 忍	石川県管工事協同組合青年部会
21	〃	加藤 友幸	京都府管工事工業協同組合青年会
22	〃	中西 敏揮	和歌山市管工事業協同組合青年部
23	〃	田口 貴裕	岡山市管工設備協同組合青年部
24	〃	高橋 寛	広島市指定上下水道工事業協同組合青年部会
25	〃	新上 博之	高松市上下水道工事業協同組合青年部会
26	〃	木村 豪宏	愛媛県管工事協同組合連合会青年部連絡協議会
27	理 事	野林 誉尚	徳島市指定上下水道工事店協同組合青年部
28	〃	毛利 崇志	福岡市管工事協同組合青年部会
29	〃	岩永 貴之	長崎市管工業協同組合青年部
30	〃	小野 剛	大分市管工事協同組合青年部会
1	監 事	仲儀 公亮	埼玉県管工事業協同組合連合会青年部協議会
2	〃	成瀬 章宏	石川県管工事協同組合青年部会

I-3 全管連ビジョン

新たな時代に対応すべく、本会の今後5年程度の目指すべき方向を示す「これからの管工事業界のために—全管連ビジョン2020」を策定した。管工事業の仕事量確保と事業領域拡大、若者や女性の入職・定着と高齢従業員の活躍、休日確保などによる処遇改善などを盛り込んだものである（概要24.25頁）。

I-4 創立60周年

1-4-1 記念式典中止

本会は、昭和35年7月12日の設立以来、創立60周年を迎えた。10月21日に京王プラザホテル（東京都新宿区）で開催を予定していた全国大会・創立60周年記念式典は、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みが長期化する事態を受けて中止となった。また、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、第60回通常総会は規模を縮小して令和2年7月8日品川プリンスホテル（東京都港区）で開催した。

1-4-2 記念誌

創立60周年にあたり記念誌を発刊して、国会議員、官庁、関係団体、会員団体、賛助会員他に配布した。創立50周年以降の10年間について主に掲載し、本会の貴重な資料とした。

主な内容：会長挨拶、大臣祝辞、記念座談会、全管連ビジョン2020、50周年以降10年間の歩み、新会館建設の経緯、全管連の基礎データ他

I-5 表敬訪問

藤川会長は、令和2年12月10日、田村憲久厚生労働大臣並びに自由民主党水道事業促進議員連盟の川崎二郎会長ら幹部に下記事項の要望活動を行った。

- ・令和3年度水道関係予算の満額確保。 ・施工時期の平準化、適正工期の確保。
- ・水道広域化・官民連携に伴う地域組合、地元企業の活用支援。 ・悪質業者の排除。
- ・管路工事分野におけるデジタル技術の利活用促進。

I-6 自由民主党水道事業促進議員連盟、公明党上水道・簡易水道整備促進議員懇話会

平成25年11月に自由民主党有志により設立された水道事業促進議員連盟（自民党水道議連）は、今年で8年目を迎えた。また、同じ与党である公明党においても、上水道・簡易水道整備促進議員懇話会（公明党水道懇話会）が設立されている。本会では、引き続き両団体との連携を図りつつ、主に以下の活動を行った。

令和2年9月 自民党本部において開催された自民党水道議連第14回総会に出席

11月 衆議院第一議員会館において開催された公明党水道懇話会による政策要望懇話会に出席

12月 田村憲久厚生労働大臣、自民党水道議連・川崎二郎会長、務台俊介事務局長へ、水道関係予算及び働き方改革等に係る要望活動を実施

12月 公明党水道懇話会と意見交換会を実施

なお、自民党水道議連は衆議院議員・川崎二郎会長のもと182名が名を連ね、石田祝稔会長（衆議院議員）率いる公明党水道懇話会には50名が参画している。

I-7 組合運営に関する図書の配布

組合に関する法律、運営、税務、会計等全般にわたり解説された「2020年版中小企業組合必携（全国中小企業団体中央会、令和2年10月1日発行）」を都道府県連を通じて、会員・所属団体に配布した。

これからの管工事業界のためにー全管連ビジョン2020

1. はじめに

給排水設備、水道配水管、空調設備などの管工事は社会に不可欠



全管連創立60周年を迎え、管工事業界の現状を振り返り、これからの業界の在り方、持続的発展の道筋を検討



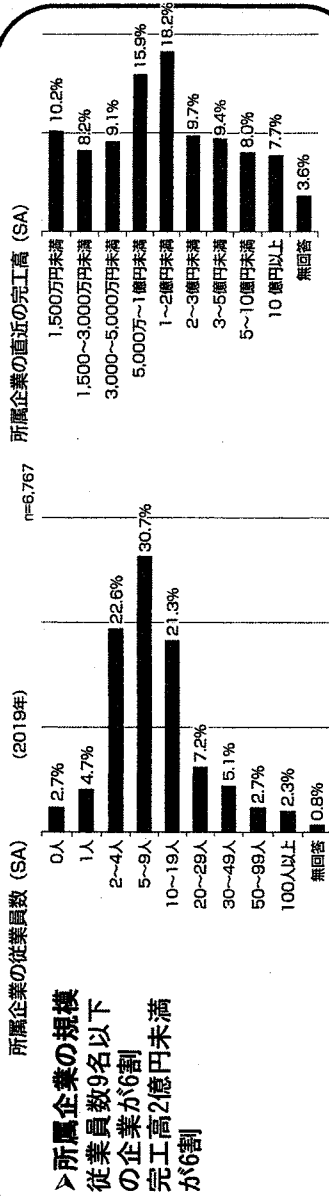
今後の概ね5年間に取り組むべき事業等をビジョンとしてとりまとめ

令和2年10月16日（理事会決定）全国管工事業界協同組合連合会

(参考)

2. 全管連の現状・問題について

所属企業の従業員数 (SA)



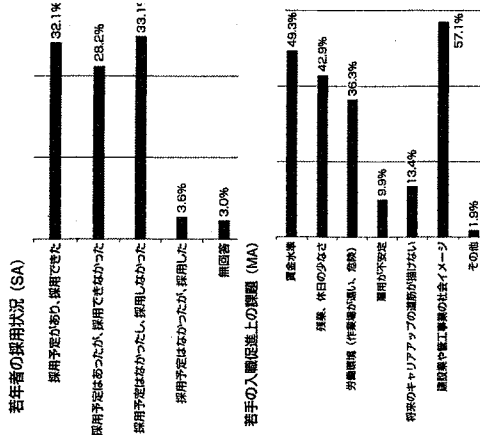
所属企業の規模
従業員数9名以下の企業が6割
売上高2億円未満が6割

所属企業の減少傾向

2万3千社 (H13年) ⇒ 1万5千社 (R2年)
非組合員の加入促進も課題

人材の確保

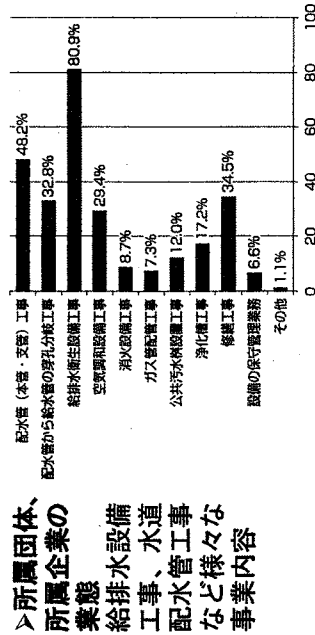
建設業界全体と同様に人材不足。若年者の入職確保に苦勞



業界団体としての存在感
一定の存在感発揮
引き続きのプレゼンス維持
が必要

災害時の応急復旧活動
応急復旧活動に尽力
引き続き災害対応体制の維持
が必要

所属企業が行っている主な工事内容 (MA)



所属団体、所属企業の
業態
給排水設備
工事、水道
配水管工事
など様々な
事業内容

3. 全管連活動の基本

・ 所属企業の技術技能の水準向上サポート ・ 適正利潤、人材を確保し業界の持続的発展を目指す ・ 社会的貢献を継続し業界イメージアップ

4. 重点的に取り組むべき方策・事業

技術技能を磨く

- ✓ 資格取得支援
- ✓ 給水装置工事主任技術者現地研修会の拡大
- ✓ 全設研との連携、在校生支援
- ✓ 新製品、新技術に関する情報提供 など

仕事量確保、事業領域拡大

- ✓ 水道事業の官民連携への参画
- ✓ 水道配水管工事の受注拡大
- ✓ 管路D日事業への参画
- ✓ 住宅リフォーム工事における役割充実
- ✓ 官公需適格組合の活用を要望 など

休日確保、賃金等の処遇改善

- ✓ 公共工事設計労務単価が管工事の業態、地方に配慮したものとなるよう要望
- ✓ 適正工期確保、工事施工時期の平準化の要望
- ✓ 各種工事に係る書類、手続きの簡素化及び標準化について提言要望
- ✓ 建設キャリアアップシステム、専門工事業の見える化における業界の特性配慮
- ✓ 水道工事歩掛の改正要望 など

若者、女性の入職、定着促進等

- ✓ 各企業における処遇、労働環境改善のための先進事例等紹介
- ✓ 全設研等との連携、技能者のキャリアパス作成
- ✓ 求人活動素材作成（出前授業、業界紹介動画）
- ✓ 資格取得の在り方検討 など

業界の社会的認知度向上

- ✓ 水道事業体等に業界の状況等を伝える
- ✓ 社会全体に業界の役割、魅力等をアピール
- ✓ 広報活動強化（SNS活用、広報誌紙・HP充実）
- ✓ 優良工事店表彰制度の普及 など

災害時等緊急時の即応態勢強化

- ✓ 応急復旧工事対応マニュアル改訂
- ✓ 緊急時対応に係る具体的な細目協定の締結促進
- ✓ 緊急時に活躍のために平常時から業務量確保
- ✓ 水道事業体との共同訓練 など

5. 全管連の体制等の見直し、強化

組織、体制について不断に見直し、生き生きとした組織を維持（下記に留意し風通しの良い議論を）

- ・ 役員数（理事、監事）数の見直し（会員数の減少を反映）
- ・ 常設6部門の執行体制の見直しと活発化
- ・ 総会・全国大会の開催方法
- ・ 常設部門以外のテーマに応じた機動的な検討体制の整備
- ・ 青年部活動の支援及び全管連各種活動への青年部参加
- ・ 財政基盤の安定化に関する検討
- ・ 組合加入促進の好事例紹介

6. 結びに

- ✓ 重点事業、組織見直し等について順次具体化
- ✓ ビジョン実現に向けて一致団結。パワーを保持
- ✓ ビジョン内容は適切にレビュー

※要約編集したものである

II 経理に関する事項

II-1 部会・委員会の開催

II-1-1 経理部会

第20回 令和2年6月2日 書面

- (1) 令和元年度事業報告（案）について
- (2) 令和元年度収支決算報告（案）について
- (3) 令和2年度事業計画（案）について
- (4) 令和2年度収支予算（案）について

II-1-2 経理委員会

第90回 令和2年12月7日 全管連会館・WEB

- (1) 令和2年度上半期における財務状況及び年度末までの収支の予測について
- (2) 全管連理事定数の見直し及び出資金の扱いについて
- (3) 令和3年度事業計画（案）について

II-2 監事会の開催

令和2年度第1回 令和2年12月8日 全管連会館

- (1) 令和2年度上半期における財務状況及び年度末までの収支の予測について
- (2) 令和2年度上半期伝票監査

令和2年度第2回 令和3年5月21日 全管連会館・WEB

- (1) 令和2年度事業報告（案）について
- (2) 令和2年度収支決算報告（案）について

II-3 適正な経理業務の推進に係る対応

日々の経理業務の適正な推進に資するべく、以下の対応を行った。

(1) 月次決算報告の実施

現在の財務状況を速やかに把握し、その後の事業活動の参考とするべく、月次決算報告を実施した。

(2) 全管連会館の建て替えに係る借入金の返済

全管連会館の建て替えに係る借入金について、円滑な返済を図るべく、キャッシュフローの状況に留意し適正な資金管理に努めた。

(3) 経理業務の電子化を推進

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた業務改善の一環として、インターネット等を利用した経理業務の電子化を推進した。これまで銀行窓口で納付してきた毎月の源泉所得税や消費税の中間納付について、国税に係る申告・申請・納税のオンラインサービスである「e-Tax」のダイレクト納付を導入した。また、これまで利用してきたインターネットバンキングをより活用するよう努めたことなどにより、銀行等へ出向く機会を大幅に減らすことが可能となった。今後は、地方税におけるオンラインシステムである「eLTAX」を導入し、個人住民税等につい

てもインターネット上で納付できるシステムを導入するなど、さらなる経理業務の電子化を推し進める。

Ⅱ－４ 各種助成金等の活用

本年度、本会では新型コロナウイルス感染症への対応を含めた下記助成金等の支給を受けた。

(1) 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）〔厚生労働省〕

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主を対象とした助成金。支給決定額 689,914円。

(2) 中小企業組合等課題対応支援事業（中小企業組合等活路開拓事業）補助金

[全国中小企業団体中央会]

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合等が行うこれらを改善するための取組みに対する補助金。支給決定額 611,914円。

(3) テレワーク定着促進助成金〔(公財)東京しごと財団〕

東京都内の中堅・中小企業等が取り組むテレワークの定着・促進に向け、テレワークによる職場環境整備のために実施する各種事業に対する助成金。支給決定額 1,022,000円。

Ⅱ－５ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

(円)

項目	前期 (令和元年度)	前前期 (平成30年度)	前前前期 (平成29年度)
資産合計	639,252,185	630,256,065	509,621,039
純資産合計	418,017,897	394,064,495	358,097,947
事業収益合計	237,684,330	267,760,994	232,736,014
当期純損益金額	23,953,402	35,966,548	△35,556,566

Ⅲ 経営に関する事項

Ⅲ－１ 部会・委員会の開催

Ⅲ－１－１ 経営委員会

第40回 令和2年11月13日 全管連会館

(1) 令和2年度事業について

- 1) CCUS（建設キャリアアップシステム）を活用した専門工事企業の施工能力の見える化について
- 2) 配管技能者に係る年収給与の支払い状況調査について
- 3) 経審改正に伴うCPD制度の普及促進について
- 4) 建設業の一人親方問題について
- 5) 業界PR及び入職促進のための資料作成について
- 6) 工業高校設備工業科等の支援について
- 7) 実態調査報告書（都道府県版）の作成・配布について

(2) 令和3年度事業計画（案）について

Ⅲ－２ 所属員企業の経営に関する実態調査報告書（都道府県版）

令和元年度に所属の会員企業における担い手確保・育成、雇用・労働環境改善、元請・下請関係の適正化等の現状を調査し、全国版の報告書をまとめていた。今年度は、回答社数の多かった以下の30都道府県について、都道府県版の報告書をまとめ、該当団体に配布した。

北海道、青森、宮城、秋田、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重、京都、大阪、和歌山、兵庫、広島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島。

Ⅲ－３ 人材の確保・育成における全管連の取組

(1) 若年労働者入職促進用PRパンフレットの検討

経営・広報の両委員会において、青年部協議会の協力を得て、業界PR及び若年者や女性の技術者・技能者の入職促進のためPR資料作成を検討した。設備工業科以外の工業高校生も対象とすることで、検討を行っている。

(2) 建設業界ガイドブックの配布

建設産業人材確保・育成推進協議会発行の建設業界ガイドブックを全国設備工業教育研究会会員各校等に配布した。

(3) 技能向上のための指導者派遣

技能振興等の支援事業として技能競技大会へ参加する選手・指導者への指導支援を行っている。令和2年9月に産学協働による連携事業として、広島市の管工事組合の要請により、広島市立広島工業高等学校環境設備科、広島県立総合技術高等学校環境設備科の選手・指導者を対象に2日間の技能五輪指導会を開催した。

(4) 女性活用等の取組事例の紹介

女性活用等の取組について、各会員組合の好事例を全管連ニュース・ジャーナルで紹介した。

Ⅲ－４ 建設業働き方改革及び建設キャリアアップシステム（CCUS）への対応

（１）働き方改革への対応・周知

国土交通省は、建設業における働き方改革の取組として、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の３つの分野での施策をまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を平成30年3月に策定し、これを推進するため令和元年6月「新・担い手3法」が成立した。

その中で、「働き方改革の推進」では、若い人材を確保するため、賃金を他の業界と同水準にする、保険加入を義務化する、長時間労働を解消して週休二日制を目指すといった処遇改善を柱に、休日等を配慮した適正な工期の設定、施工時期の平準化、適正な請負代金・工期での下請契約締結などが盛り込まれている。

本会では、令和6年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の導入を控え、こうした動向についてHP等で会員周知に努めた。また、建専連が令和2年10月に実施した働き方WEBアンケートに協力、現時点でどう進捗しているかについて集計を行い、機関誌で紹介することとしている。

（２）新・担い手3法の周知

相次ぐ災害を受け「地域の守り手」として災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正の課題解決のため、令和元年6月には、新・担い手3法として、再び品確法と建設業法・入契法が一体的に改正され段階的に施行されている。「改正公共工物品確法と運用指針」

（日刊建設工業新聞社）を購入し、都道府県支部を通じて令和3年1月、会員約600団体に配布した。なお、厚生労働省水道課でも各水道事業者等に対し、工事の適正な実施について、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施を行うよう求めている。

（３）建設キャリアアップシステム（CCUS）の取組

平成31年4月から運用が開始された建設キャリアアップシステム（CCUS）は、現場を担う建設技能者が、その有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇が受けられる環境整備を目指し、国土交通省の主導により誕生した制度である。

同システムの運用主体である（一財）建設業振興基金によると、事業者登録数101,103社、技能者登録数519,354人（令和3年3月末時点）にとどまっているが、システム定着に向け官民一体で取り組んでいるところであり、本会では、令和3年2月5日、第54回事務局研修会において、芝浦工業大学建築学部 蟹澤宏剛教授による「CCUSが必要な理由」と題した講演を開催し、HPに公表し広くPRに努めた。

なお、建設キャリアアップシステムの円滑かつ適正な運営を進めるための合議体として行政と建設産業関係団体で構成される、建設キャリアアップシステム運営協議会の令和2年9月8日の総会において、料金改定案が議決され新料金体系のもとで運営されることとなった。料金改定が行われたものの必要なシステム改良経費捻出が困難な見込みとなり、国土交通省および（一財）建設業振興基金より追加出捐の要請が（一社）建設産業専門団体連合会に要請があった。同連合会の一員である本会も出捐の要請に応じ、50万円を拠出した。

（４）専門工事企業の施工能力の見える化への取組

国交省では、CCUSの活用・普及促進に向けた取組として、「建設技能者の能力評価制度」（48頁「VI技術に関する事項」で報告）を創設し、さらに、次のステップとして「専門工事企業の施工能力

の見える化評価制度」の検討会を設置、本制度に関するガイドラインを令和2年3月に公表、これに基づき各専門工事業団体に評価基準の策定を求めている。評価対象となる企業は、CCUSの事業者登録を行った企業で、見える化の項目は「基礎情報」、「施工能力」及び「コンプライアンス」の3項目、その評価は星☆から☆☆☆☆までの4段階で行う。

本会では、この評価基準作りに向け、令和3年1月の理事会で対応を報告、本年7月を目途に他職種の状況を見極めながら検討を行っていく予定である。

(5) 建設業の一人親方問題に関する検討会への参画

国土交通省においては、「老後の生活やけが時の保障など技能者に対する処遇改善」、「法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備」等の観点から、社会保険加入対策を推進している。一方、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が進む懸念や、労働基準法令規制強化の影響もあり、偽装請負の一人親方として従事する技能者も一定数存在するものと認識している。

このため、実効性のある施策・推進するため「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の下に「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、職種ごとの一人親方の実態把握、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策等の諸課題について検討を行っている。空調、給排水配管工、ダクト工、保温工等の関係4団体を代表して、和田経営部長が参画している。

令和3年3月19日には、開催され第5回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会にて中間取りまとめについて報告を行った。

(6) 建設分野における外国人材受入れ（特定技能制度）への対応

本会では、建設分野における特定技能外国人を受入れるため、配管職種の中央団体として、国土交通省に登録申請を行い、令和2年2月28日閣議決定を受けた。また、この運用を適正かつ円滑に実施するため設立された（一社）建設技能人材機構（略称JAC）へ令和2年6月に正会員として加入するとともに、大阪ガス㈱と業務連携を図り対応を行っている。

本会が登録承認を受けたことにより、本会会員企業の特定技能受入体制が整備され、技能実習2号を良好に修了した外国人については、技能評価試験及び日本語試験が免除され、無試験で1号特定技能外国人として、さらに5年間就労できることとなった。

本会では、令和2年6月、こうした転換者に対する受入企業が行うべき事項をわかりやすく解説した「特定技能受入計画対応マニュアル」を策定、HPに公表し会員周知に努めるとともに、令和3年2月に開催した第54回事務局研修会において、「建設分野における特定技能外国人制度について」と題してWEBによる説明会を実施した。

なお、技能実習未経験者が1号特定技能外国人になるためには、JACが実施する技能検定3級水準に相当する技能評価試験と、日本語能力試験N4以上の両方の試験に合格することが条件となっており、これについては、48頁「VI技術に関する事項」で報告する。

Ⅲ-5 建設産業活性化助成事業

本会では、（一財）建設業振興基金の建設産業活性化助成事業制度を活用し以下の事業を行った。

①災害時における水道事業者との連携、企業間連携の推進

- ・日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」を購入、会員団体602団体および役員に配布。

- ・ 同手引き改訂概要の機関誌「全管連ジャーナル8月号」への寄稿。
 - ・ 本会理事会（10月16日）後、同手引き改訂概要の講演（日本水道協会工務部技術課長）。
 - ・ 本会の「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」を改訂し、令和3年4月に会員団体602団体に2部ずつ、および役員に1部を配布した。
- ②都道府県支部を通じて、全設研会員校「設備工業科」在校生で受検する生徒に技能検定受検用練習材料を提供した。
- 2級：9校79人（前年度9校59人）、3級：12校253人（13校185人）
- ③回答社数の多かった30団体の所属員企業の経営に関する実態調査報告書（都道府県版）を取りまとめた。
- ④都道府県支部を通じて、全国設備工業教育研究会会員校等に建設業界ガイドブックを配布した。

Ⅲ－6 建設業経理検定の周知

事務連絡、機関紙およびホームページにて、令和2年度上期検定試験（1・2級）、下期検定試験（1・2・3・4級）の周知を図った（建設業経理事務士特別研修（3・4級）については新型コロナウイルス感染拡大の影響等により申込開始を見送り）。

Ⅲ－7 公共工事設計労務単価（令和3年3月適用）

国土交通省と農林水産省は、2月19日、令和3年3月以降の契約から適用する公共工事設計労務単価を決定し発表した。全国51職種の平均は、令和2年3月と比べると1.2%増の20,409円となった。一方、配管工の全国平均は、前年3月と比べると1.5%増の20,847円となった。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価
（建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行））

上段：公共工事設計労務単価

（下段）：公共工事設計労務単価+必要経費

（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等）（参考値）

（次 頁）

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価
(建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示(試行))

上段: 公共工事設計労務単価

(下段): 公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額
労務管理費、宿舍費等)(参考値)

地方連絡協議会名	都道府県名	配管工	配管工 (令和2年度)	配管工 (対前年比)	普通作業員	電工	ダクト工	設備機械工
北海道	北海道	20,900 (29,400)	20,500 (28,800)	102.0% 102.1%	17,300 (24,300)	21,300 (29,900)	20,300 (28,500)	22,700 (31,900)
東北	青森県	20,500 (28,800)	20,000 (28,100)	102.5% 102.5%	17,900 (25,200)	19,600 (27,600)	19,300 (27,100)	22,000 (30,900)
	岩手県	21,900 (30,800)	21,300 (29,900)	102.8% 103.0%	19,300 (27,100)	20,700 (29,100)	19,500 (27,400)	21,900 (30,800)
	宮城県	22,900 (32,200)	22,400 (31,500)	102.2% 102.2%	19,200 (27,000)	22,100 (31,100)	19,900 (28,000)	21,900 (30,800)
	秋田県	19,800 (27,800)	19,400 (27,300)	102.1% 101.8%	18,100 (25,400)	20,300 (28,500)	19,400 (27,300)	22,000 (30,900)
	山形県	22,000 (30,900)	21,400 (30,100)	102.8% 102.7%	18,100 (25,400)	21,100 (29,700)	20,600 (29,000)	22,000 (30,900)
	福島県	22,400 (31,500)	21,900 (30,800)	102.3% 102.3%	19,100 (26,900)	21,600 (30,400)	20,300 (28,500)	21,900 (30,800)
関東	茨城県	22,600 (31,800)	22,000 (30,900)	102.7% 102.9%	20,500 (28,800)	22,000 (30,900)	22,600 (31,800)	23,000 (32,300)
	栃木県	22,700 (31,900)	22,100 (31,100)	102.7% 102.6%	19,200 (27,000)	21,700 (30,500)	22,400 (31,500)	23,000 (32,300)
	群馬県	22,000 (30,900)	21,400 (30,100)	102.8% 102.7%	20,200 (28,400)	21,300 (29,900)	21,600 (30,400)	23,000 (32,300)
	埼玉県	22,500 (31,600)	21,900 (30,800)	102.7% 102.6%	20,800 (29,200)	23,400 (32,900)	22,900 (32,200)	23,000 (32,300)
	千葉県	23,000 (32,300)	22,300 (31,400)	103.1% 102.9%	20,500 (28,800)	23,600 (33,200)	22,600 (31,800)	23,000 (32,300)
	東京都	23,500 (33,000)	22,900 (32,200)	102.6% 102.5%	21,600 (30,400)	25,700 (36,100)	22,900 (32,200)	23,000 (32,300)
	神奈川県	22,300 (31,400)	21,700 (30,500)	102.8% 103.0%	21,600 (30,400)	23,700 (33,300)	22,100 (31,100)	23,000 (32,300)
	山梨県	22,300 (31,400)	21,700 (30,500)	102.8% 103.0%	21,500 (30,200)	23,200 (32,600)	22,000 (30,900)	23,000 (32,300)
	長野県	21,700 (30,500)	21,200 (29,800)	102.4% 102.3%	19,800 (27,800)	21,800 (30,700)	21,700 (30,500)	23,000 (32,300)
北陸	新潟県	21,200 (29,800)	21,200 (29,800)	100.0% 100.0%	19,000 (26,700)	21,400 (30,100)	20,500 (28,800)	22,900 (32,200)
	富山県	21,300 (29,900)	21,300 (29,900)	100.0% 100.0%	20,100 (28,300)	22,400 (31,500)	21,000 (29,500)	22,900 (32,200)
	石川県	21,500 (30,200)	21,500 (30,200)	100.0% 100.0%	20,700 (29,100)	22,500 (31,600)	21,100 (29,700)	22,900 (32,200)
中部	岐阜県	21,600 (30,400)	21,500 (30,200)	100.5% 100.7%	20,300 (28,500)	21,600 (30,400)	21,300 (29,900)	24,800 (34,900)
	静岡県	21,700 (30,500)	21,600 (30,400)	100.5% 100.3%	21,400 (30,100)	22,800 (32,100)	22,800 (32,100)	24,800 (34,900)
	愛知県	21,900 (30,800)	21,800 (30,700)	100.5% 100.3%	20,300 (28,500)	21,700 (30,500)	21,500 (30,200)	24,800 (34,900)
	三重県	22,200 (31,200)	22,100 (31,100)	100.5% 100.3%	19,600 (27,600)	21,800 (30,700)	22,400 (31,500)	24,800 (34,900)

近畿	福井県	20,800 (29,200)	20,500 (28,800)	101.5% 101.4%	17,400 (24,500)	19,700 (27,700)	20,300 (28,500)	22,500 (31,600)
	滋賀県	21,400 (30,100)	21,200 (29,800)	100.9% 101.0%	18,600 (26,200)	20,900 (29,400)	21,200 (29,800)	23,500 (33,000)
	京都府	21,300 (29,900)	21,000 (29,500)	101.4% 101.4%	19,400 (27,300)	20,400 (28,700)	21,500 (30,200)	23,200 (32,600)
	大阪府	21,800 (30,700)	21,600 (30,400)	100.9% 101.0%	19,000 (26,700)	21,300 (29,900)	20,800 (29,200)	23,000 (32,300)
	兵庫県	19,600 (27,600)	19,400 (27,300)	101.0% 101.1%	19,200 (27,000)	20,100 (28,300)	20,600 (29,000)	23,000 (32,300)
	奈良県	21,800 (30,700)	21,600 (30,400)	100.9% 101.0%	19,100 (26,900)	20,900 (29,400)	21,800 (30,700)	22,900 (32,200)
	和歌山県	21,000 (29,500)	20,700 (29,100)	101.4% 101.4%	19,300 (27,100)	21,000 (29,500)	21,500 (30,200)	22,700 (31,900)
中国	鳥取県	19,000 (26,700)	19,000 (26,700)	100.0% 100.0%	15,000 (21,100)	18,900 (26,600)	19,300 (27,100)	20,800 (29,200)
	島根県	18,700 (26,300)	18,700 (26,300)	100.0% 100.0%	16,200 (22,800)	18,900 (26,600)	19,300 (27,100)	20,800 (29,200)
	岡山県	19,500 (27,400)	19,500 (27,400)	100.0% 100.0%	17,500 (24,600)	19,500 (27,400)	19,500 (27,400)	20,800 (29,200)
	広島県	18,800 (26,400)	18,800 (26,400)	100.0% 100.0%	18,300 (25,700)	20,100 (28,300)	19,200 (27,000)	20,800 (29,200)
	山口県	19,100 (26,900)	19,100 (26,900)	100.0% 100.0%	16,800 (23,600)	19,700 (27,700)	19,200 (27,000)	20,800 (29,200)
四国	徳島県	18,900 (26,600)	18,900 (26,600)	100.0% 100.0%	18,800 (26,400)	20,200 (28,400)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
	香川県	19,800 (27,800)	19,800 (27,800)	100.0% 100.0%	19,300 (27,100)	20,600 (29,000)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
	愛媛県	18,800 (26,400)	18,800 (26,400)	100.0% 100.0%	16,900 (23,800)	19,600 (27,600)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
	高知県	18,500 (26,000)	18,500 (26,000)	100.0% 100.0%	17,200 (24,200)	19,600 (27,600)	19,600 (27,600)	22,000 (30,900)
九州	福岡県	20,300 (28,500)	19,800 (27,800)	102.5% 102.5%	19,500 (27,400)	21,000 (29,500)	19,800 (27,800)	23,000 (32,300)
	佐賀県	19,800 (27,800)	19,400 (27,300)	102.1% 101.8%	16,700 (23,500)	20,600 (29,000)	19,600 (27,600)	23,200 (32,600)
	長崎県	19,800 (27,800)	19,400 (27,300)	102.1% 101.8%	17,600 (24,700)	19,700 (27,700)	19,800 (27,800)	23,300 (32,800)
	熊本県	19,500 (27,400)	19,000 (26,700)	102.6% 102.6%	18,000 (25,300)	19,400 (27,300)	19,600 (27,600)	23,000 (32,300)
	大分県	20,200 (28,400)	19,700 (27,700)	102.5% 102.5%	16,800 (23,600)	19,600 (27,600)	19,900 (28,000)	23,000 (32,300)
	宮崎県	19,300 (27,100)	18,800 (26,400)	102.7% 102.7%	16,400 (23,100)	19,100 (26,900)	19,800 (27,800)	22,900 (32,200)
	鹿児島県	19,600 (27,600)	19,100 (26,900)	102.6% 102.6%	17,700 (24,900)	19,700 (27,700)	19,700 (27,700)	22,900 (32,200)
沖縄	沖縄県	18,100 (25,400)	17,500 (24,600)	103.4% 103.3%	19,300 (27,100)	17,200 (24,200)	17,300 (24,300)	— —
全国平均		20,847	20,530	101.5%	18,853	20,957	22,530	22,683
全国平均(下段)		(29,302)	(28,864)	101.5%	(26,504)	(29,474)	(31,677)	(31,872)

IV 広報に関する事項

IV-1 部会・委員会の開催

IV-1-1 広報部会

第33回広報部会 令和3年1月18日 書面

(1) 令和3年度水道週間等PRチラシ・ポスターについて

IV-1-2 広報委員会

第62回広報委員会 令和2年12月3日 全管連会館・WEB

(1) 令和2年度事業について

- 1) 水道週間及びパイプ月間におけるPR活動
- 2) 機関誌（紙）について
- 3) 「水の写真コンテスト」への後援について
- 4) 業界PR及び入職促進のための資料作成について

(2) 令和3年度事業計画（案）について

IV-2 機関紙（誌）の発行

IV-2-1 全管連ニュース

本紙は1959年（昭和34年）1月に第1号が発刊され、令和2年度には第745号から第755号までを発刊した（744号は政府による緊急事態宣言発令のため発刊中止）。本紙では毎月、本会の活動を網羅し紹介するとともに、当業界をとりまく関連情報をも取り上げており、会員企業のための貴重な情報媒体としての役割を果たしてきた。

令和2年度は、給水装置工事主任技術者試験や給水装置工事配管技能検定会、貯水槽清掃作業監督者講習会など各種試験や講習会のご案内、本会関係者の叙勲・国家褒章・大臣表彰受賞者を紹介し、管工事・土木施工管理技士、浄化槽設備士・管理士等の資格取得試験及び講習会受講と、全管連福祉共済制度、全管連法定外労働災害補償制度、全管連管工事賠償補償制度、全国中央会業務災害補償制度のご案内、全管連刊行図書等のPRにも力を入れた。このほか、年度中に2回（10・4月）実施した新技術・新製品の紙上展示会において、管工事関連会社の本会に対する理解を得て、多数の関連メーカー、商社等各社の協力のもと、優れた新製品等に関する知識や情報を提供した。

IV-2-2 全管連ジャーナル

1962年（昭和37年）2月に発刊以来、国土交通省、厚生労働省等の担当官をはじめとする関係官庁・団体等の執筆陣により、法律・通達・制度等の解説や活用の提案等の記事を掲載し、企業経営に活用できるよう努めた。また、建設分野における新たな外国人材の受入れや、これからの全管連の活動方針などを定めた全管連ビジョンを掲載した。その他、前年に引き続き、給水装置工事主任技術者、管工事・土木施工管理技士、技能検定（建築配管）等をはじめとする各種資格取得や、試験問題・解答の解説などの掲載を行った。

このほか、年度中に2回（10・4月）実施した管工機材等誌上展示会においては、賛助会員企業や管工事関連企業等の本会に対する理解を得て、多数の関連メーカー、商社等各社の協力のもと、優れた新製品等に関する知識や情報を提供した。

また、6月号より体裁をリニューアルし、誌面を大きく（B5からA4へ）し、文字サイズも従来より大きくした。なお、5月号は新型コロナウイルスの影響を受け、休刊とした。

IV-3 ホームページの活用

本会の新着情報や会員通知、国土交通省、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の対応などの事務連絡のほか、一般消費者の水道工事や修理等の問い合わせに対応するため、全国の会員組合が検索できるシステムを実施・運用している。

また、全管連青年部が製作した若年入職者促進用管工事の仕事紹介動画第2弾「未来を繋げる管工事が君たちを待っている」のダイジェスト版をHPに掲載し、技能五輪全国大会や技能グランプリの出場者に対する指導者派遣の申込や、会員組合における災害時協力体制・市等との連携事例の紹介、令和2年度水道週間・パイプ月間PR用チラシ、漏水事故防止チェックシート、理事会等の会議資料をダウンロードできるようにすることで、会員組合にとって有用な情報を容易に閲覧できるようにした。

さらに、セキュリティの向上を行うため、その対応を行った。

IV-4 令和2年度パイプ月間等行事

パイプ月間（7月13日～8月12日）及び水道週間（6月1日～7日）期間中に全国各地で開催される行事の場において、ライフラインの一翼を担い、地元水道局とともに市民の快適な生活をサポートする会員組合・企業の存在を広く消費者にPRする方策の一環として、(株)LIXIL並びにTOTO(株)の協賛により指定水道工事店のPRチラシ「地域密着任せて安心 地元管工事組合加盟 地元の強みを活かして災害復旧に貢献 安心・安全な水道を守っています！」23.9万枚及び、PRポスター1,500枚を作成、頒布した。

IV-5 積極的な広報活動（「水の写真コンテスト」の後援）

積極的な広報活動の一環として、水道週間協賛の「水の写真コンテスト」（水道産業新聞社主催・厚生労働省他後援）に引き続き後援団体として参画するとともに、特別賞「全管連会長賞」を設け、本会の存在を上下水道の関係者等に広報した。



地域密着任せて安心

安心・安全な水道を守ります!

**地元管工事組合加盟
地元の強み活かして
災害復旧に貢献**

将来も
安心・安全な
水を使うため
なんだね

任せて
安心ね～

私たちの水道をいつまでも安心・安全に

市民の皆さんからの水道工事のご依頼に安心して信頼に応える工事を行うのが地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水道屋さん」の第一の使命です。

熟練された誠実な工事を行えば、給水管での漏水も少なくなります。水道局発注の水道本管工事についても、地元管工事組合加盟各社は技術を磨き、確実な施工に努めています。

とくに、地震や風水害などの災害発生時にはいち早く現場に駆けつけ、水道局と共に応急復旧、給水活動に従事するのが地元根差した水道屋さん、私たち指定工事店組合員なのです。



全管連会員の各地元組合加盟の 指定水道工事店に お気軽にご相談ください。

全国管工事業協同組合連合会 (略称・全管連 国土交通大臣認可団体) <http://www.zenkanren.or.jp/>

(表)



安心・水道を 守るの味方!

地域密着 任せて安心

地元管工事組合加盟
地元の強み活かして
災害復旧に貢献

将来も
安心・安全な
水を使うため
なれば

任せて
安心な～

私たちの水道をいつまでも安心・安全に

市民の皆さんからの水道工事のご依頼に安心して信頼に添える工事を行うのが地元管工事組合加盟の「わたしのまちの水道屋さん」の第一の使命です。熟練された誠実な工事を行えば、給水管での漏水も少なくなります。水道局発注の水道本管工事についても、地元管工事組合加盟各社は技術を磨き、確実な施工に努めています。

とくに、地震や風水害などの災害発生時にはいち早く現場に駆けつけ、水道局と共に応急復旧、給水活動に従事するのが地元に根差した水道屋さん、私たち指定工事店組合員なのです。

詳細は裏面を
ご覧ください

地元組合加盟の
指定水道工事店に
お気軽にご相談ください。

(裏)

1 水まわりの工事・リフォームは、
信頼のおける地元管工事組合
加盟の指定水道工事店へ

2 あなたのお好きな
給水器具が選べます。

給水器具は品質保証*を付けているものをご利用ください。
機能・性能を、「地元管工事組合加盟の水道工事店」で確かめてお選びください。
*ISO9000 5つ星メーカーの自己保証
*ISO-IEC/ガイド65認証の労働者による保証

3 漏水の時は地元管工事組合
加盟店にご相談ください。

漏水はムダだけでなく、水道料金にも大きく影響します。時には蛇口を全部閉めて、水道メーターのバルブ（赤い線）が回っていないことを確かめてみましょう。回っていない場合は漏水の疑いがあります。その際は管工事組合加盟の水道工事店にご相談ください。

4 災害時に組織力を発揮し迅速な復旧に貢献しています!

全関東に所属する管工事組合及び約17万6千社の組合員企業は、水道事業者と連携して、国民が日々生活する上で最も重要なライフラインである水道を支えています。地元管工事組合加盟各社は地震などの災害時には真っ先に現場に駆けつけ、水道局とともに応急復旧や給水活動に従事する心構えや体制ができています。地元業者である強みを活かして早期復旧に貢献しているのです。

協賛 LIXIL

協賛 TOTO

全国管工事業協同組合連合会 (011)554-8100
<http://www.zenkanken.or.jp/>

P24/P26

V 事業に関する事項

V-1 部会・委員会の開催

V-1-1 事業委員会

第39回 令和2年11月11日 大手町サンスカイルーム・WEB

(1) 令和2年度事業について

1) 管工事賠償補償制度について 2) 法定外労働災害補償制度について

(2) 管工事賠償補償制度に係る特約の追加について

(3) 令和3年度事業計画(案)について

V-2 福利厚生事業

本会では、全国団体としてのスケールメリットを活かし、所属員企業の雇用の確保・安定と経営基盤の確立をはかるため、以下の共済制度を実施している。

V-2-1 福祉共済制度(団体定期保険)

本制度は、本会会員企業の役員及び全従業員(被共済者)の万が一の不測の事態が生じた場合に、同制度の共済規定に基づき共済給付金(死亡共済金、入院給付金等)を被共済者に支払う制度であり、昭和46年10月から実施している。

(1) 制度概要

項目	内容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合員
加入者数・加入口数	2,339名・3,369口(令和3年4月1日現在)
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和2年4月1日から1年間(第49年次)
掛金	一口につき月額830円
組合手数料	一口につき月額50円
制度運営費	なし
制度普及推進費	なし
配当金	年度末に剰余金がある場合、共済料負担額に応じて配当
保険会社	東京都火災共済協同組合
代理店	㈱ウーベル保険事務所
共済金支払実績	12件 9,255,600円 令和2年度運営期間中 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

V-2-2 法定外労働災害補償制度(法定外労災=政府労災上のせ制度)

本制度は、政府労災保険に加入している会員企業を対象に、万一の災害時に政府労災補償に上乘せして、会社が従業員または遺族に給付する補償金を保険金として支払う制度である。また、本制度は公共工事の入札に参加する際の資格審査である経営事項審査制度の評価対象項目とされ、加入により15ポイントが加点評価される。

(1) 制度概要

項 目	内 容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合企業
加入者数・加入口数	1,046社（令和3年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和2年8月1日から1年間（令和2年度）
年間掛金	年間完成工事高から算出（参考：2億円の場合年額約1.7万円）
組合手数料	保険金額の2.4%
集金事務費	保険金額の3%
制度運営費	掛金の約28%
制度普及推進費	なし
配当金	なし
保険会社	損害保険ジャパン㈱
代理店	㈱ウーベル保険事務所
保険金支払実績	1件 15,100,000円 令和元年度運営期間中 （令和元年8月～令和2年7月）

V-2-3 管工事賠償補償制度（第三者賠償工事保険）

本制度は、昭和62年11月1日より発足し、毎年11月1日を始期として更新・実施しており、業務遂行中に起きた第三者に対する賠償事故等を担保するためのものである。

また、平成24年11月始期分から掛金を下げ、補償内容をより充実させた大幅な改定を行い、改定後8年目となり、加入件数も大幅に増加している。

(1) 制度概要

項 目	内 容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合企業
加入者数・加入口数	1,552社（令和3年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険期間	令和2年11月1日から1年間（令和2年度）
年間掛金	年間完成工事高から算出（参考：2億円の場合年額約32万円）
組合手数料	制度運営費×54%（令和元年度。料率は年度毎に決定）
集金事務費	保険料×5%
制度運営費	掛金の約30%
制度推進事務費	所属業者数×200円
配当金	なし
保険会社	損害保険ジャパン㈱
代理店	㈱ウーベル保険事務所
保険金支払実績	243件 216,471,000円 令和元年度運営期間中 （令和元年11月～令和2年10月）

(2) 管工事賠償補償制度の組合手数料について

本制度の制度運営費に対する会員への支払手数料率は、例年1月の理事会で決定している。前年度は会館建設前の安定的な財務状況の回復を図ることから支部手数料を54%とした。今年度についても引続き支部手数料を54%及び各支部に対し本制度の推進に係る会員企業1社あたり200円の制度推進事務費を支払うことが令和3年1月の第344回理事会において決定された。

(3) 令和3年度における保険料について

令和元年度の損害率については、64.5%となった。損害率の算出根拠となる過去5年間の通算損害率は64.4%となり、基準である65%を下回った。これにより、令和3年11月からの保険料は割増なしの令和2年度同様の保険料が適用されることとなった。

V-2-4 全国中央会・業務災害補償制度

本制度は、就業中のケガに加え、過重労働やメンタルヘルスに起因する労働災害認定も増加しているなか、業務上の事故によるケガや事業者の使用者賠償責任を補償する制度である。本会は全国中小企業団体中央会の会員であるため、本会の会員企業は、本制度への加入が可能となっている。これまで法定外労働災害補償制度より充実した補償を求める会員事業者のみ本制度を案内していたが、保険金の高額な支払いに対する広く手厚い補償へのニーズの高まりを受け、加入件数も増加していることから、平成29年度より全管連組織を活用して、本制度の加入促進を図っている。

V-2-5 がん保険共済制度

本制度は、昭和63年2月に発足したもので、アフラック生命保険㈱の団体取扱制度である。同社のがん保険は、「生きるためのがん保険 Days 1」を販売しており、保障内容も充実したものとなっている。

(1) 制度概要

項 目	内 容
保険契約者	全国管工事業協同組合連合会
加入者	本会会員傘下の所属組合員
加入者数・加入件数	41名 53件（令和3年4月1日現在）
被保険者	加入者と同じ
保険会社	アフラック生命保険㈱
代理店	㈱アイビージェイ

V-3 全管連手帳の作成

2021年版管工事手帳の作成については、4名の委員を中心に計3回の作成委員会を開催して設備工事技術資料を見直し、19,900部（前年19,900部）を作成して会員等に頒布した。

本手帳の特長である技術関係資料は、管材料、給水、ポンプ電動機、消火、給湯、排水、尿尿浄化槽、冷暖房の各項目より構成され、現場で働く技術者・技能者のニーズに応える内容となっている。また、通常版のほか、自社名または組合名の名入れも可能である、さらに大部数の受注であれば通常版をカスタマイズした特製手帳の作製にも対応している。

V-4 貯水槽関係

V-4-1 貯水槽管理中央協議会

貯水槽問題の重要性に鑑み、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく貯水槽清掃作業の指定団体及び貯水槽清掃作業従事者研修を行う団体((公財)日本建築衛生管理教育センター、(公社)全国建築物飲料水管理協会、(公社)全国ビルメンテナンス協会、全管連)が相互に協力し、以下の事業を実施した。

- (1) 令和2年度版「新版貯水槽清掃作業従事者研修用テキスト」の発刊・配布
- (2) 貯水槽管理中央協議会 事務連絡会

(令和2年6月25日、日本建築衛生管理教育センター本部)

- 議題 ①貯水槽清掃作業従事者研修用テキストについて
②今後の貯水槽管理中央協議会について

(令和2年8月21日、日本建築衛生管理教育センター本部)

- 議題 ①令和2年度貯水槽清掃作業従事者研修用テキストについて
②貯水槽管理中央協議会の解散について

(令和3年1月12日、日本建築衛生管理教育センター本部)

- 議題 ①貯水槽清掃作業従事者研修用テキストの著作権について
②貯水槽管理中央協議会の清算について

V-4-2 貯水槽清掃作業監督者講習会

(公社)日本建築衛生管理教育センターが実施する厚生労働大臣登録貯水槽清掃作業監督者講習会に地元組合が協力して、再講習会を鹿児島市(1月28、29日)にて実施した。

V-4-3 貯水槽清掃作業従事者研修

令和2年度貯水槽清掃作業従事者研修は以下の地元会員等により実施された。

- ①(一社)茨城県貯水槽維持管理協会(茨城県連経由)
- ②千葉県水道管工事協同組合 ③東京都管工事工業協同組合
- ④(一社)新潟県貯水槽管理協会(新潟県連経由)
- ⑤今治市管工事業協同組合 ⑥長崎県管工事業協同組合連合会

V-5 図書発刊に関する事業

本会では、会員企業に有益な図書や発行物を発刊・斡旋頒布している。

(次 頁)

全管連・幹旋取扱図書一覧

※令和3年4月1日現在

No.	図 書 名	発行元 or 取扱先	定価	組員 価格	組合 手数料	送料 /1冊	備 考
1	給水装置主任技術者・ これならわかる問題と解説(6訂第1版)	全	3,850	3,850	550	506	
2	給水装置主任技術者・ 試験問題収録版(H25～29)	全	3,300	3,300	550	451	
3	全国管工事業者名簿(2019年版)	全	8,640	8,640		実費	会員・賛助会員のみ頒布
4	全管連団体要覧(第31期)	全	2,200	2,200	1,100	実費	
5	全管連手帳(2021年版)	全	800				頒布価格・送料:注文部数による
6	全管連ジャーナル(毎月25日発行)	全	300	250		87	非会員向け年間購読料:4,600円
7	新 貯水槽清掃作業従事者研修用テキスト	貯	1,782	1,364	209	実費	令和2年8月31日第3版第1刷
8	機械設備工事積算実務マニュアル	全日	7,700	7,700	1,155	580	
9	給水装置工事技術指針2020	財団	6,600	6,600	1,000	—	送料:給工財団負担
10	管工事施工管理技術テキスト	地	8,800	8,800	1,056	—	送料:地域開発研究所負担
11	1級管工事・集録版(2020年版)	地	4,400	4,400	528	—	〃
12	1級実地試験問題解説集(2020年版)	地	3,740	3,740	449	—	〃
13	1級管工事・傾向と対策問題<ケイタイもん>	地	2,200	2,200	264	—	〃
14	2級管工事・集録版(2020年版)	地	4,400	4,400	528	—	〃
15	2級管工事・実地試験 過去問題と解説	地	1,980	1,980	238	—	〃
16	ネットワークプランニング(改訂第2版)	地	1,729	1,729	208	—	〃
17	機械設備工事監理指針(令和元年版)	地	8,360	8,360	1,004	—	〃
18	土木施工管理技術テキスト(土木一般編)	地	3,850	3,850	462	—	〃
19	土木施工管理技術テキスト(施工管理・法規編)	地	3,850	3,850	462	—	〃
22	1級土木・集録版(2020年版)	地	4,180	4,180	502	—	〃
23	1級土木実地試験問題解説集(2020年版)	地	3,740	3,740	449	—	〃
24	1級土木・傾向と対策問題<ケイタイもん>	地	1,760	1,760	212	—	〃
25	2級土木・集録版(2020年版)	地	3,960	3,960	476	—	〃
26	2級土木・傾向と対策問題<ケイタイもん>	地	1,540	1,540	185	—	〃
27	2級土木”セコカン”出題ポイント攻略本	地	3,080	3,080	370	—	〃
28	土木ネットワークプランニング(改訂版)	地	1,729	1,729	208	—	〃
	2級土木・実地試験 過去問題と解説	地	1,980	1,980	238	—	〃
29	土木工事写真の撮り方(改訂版)	地	3,876	3,876	466	—	〃
30	工事歩掛要覧 土木編 上	経	12,650	12,650	1,265	450	
31	工事歩掛要覧 土木編 下	経	11,550	11,550	1,155	450	
32	工事歩掛要覧 土木編上下セット	経	20,700	20,700	2,070	450	
33	土木工事積算必携	経	5,500	5,500	550	450	
34	工事歩掛要覧(建築・設備編)	経	8,470	8,470	847	450	
35	建設業・担い手育成のための技術継承	経	2,954	2,954	295	450	
36	建設業・現場代理人に必要な21のスキル	経	2,619	2,619	262	450	
37	建設技術者のための現場必携手帳	経	2,970	2,970	297	450	
38	推進工事に用機械器具等損料参考資料	経	7,920	7,920	792	450	
39	推進工事に用機械器具等基礎価格表	経	8,250	8,250	825	450	
40	マンション給排水モデル事例集	経	1,210	1,210	121	450	
41	よくわかる建築配管1(共通編)	職	3,300	3,300	450	432	
42	よくわかる建築配管2(建築配管編)	職	3,740	3,740	510	432	
43	排水設備工事責任技術者・試験標準問題集	下	2,000	2,000	400	実費	組合手数料:全管連に在庫がある場合又は各種100冊以上購入の場合のみ発生
44	排水設備工事責任技術者・講習用テキスト	下	2,500	2,500	400	実費	

(発行元・取扱先 略解)

全:全管連 全日:丸全日出版社 財団:(公財)給水工事技術振興財団 地:(一財)地域開発研究所

経:(一財)経済調査会 職:(一財)職業訓練教材研究会 下:(公社)日本下水道協会 貯:貯水槽管理中央協議会

VI 技術に関する事項

VI-1 部会・委員会の開催

VI-1-1 技術委員会

第40回

令和2年11月17日

大手町サンスカイルーム・WEB

(1) 令和2年度事業について

- 1) 特定技能海外試験実施に伴う対応について
- 2) 水道施設整備費に係る歩掛改定要望について
- 3) 令和3年度以降の給水装置配管技能検定会について
- 4) 女性が技能検定（配管職種）を受検しやすくすることへの中央職業能力開発協会への申し入れについて

(2) 令和3年度事業計画について

VI-2 水道施設整備費に係る歩掛の改正要望

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表については、令和3年4月1日付け各道府県知事あての厚生労働省生活衛生・食品安全審議官通知で改定事項が示され、令和3年4月1日より適用されている。また、全管連から改正要望を行っていた9点については以下の通りである。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生労働省の中で十分な審議が行われなかった経緯もあり、引き続き、要望を行っていくこととする。

令和3年度歩掛表改正要望

厚生労働省 歩掛		要望の内容及び理由	具体的改定方法
工種	頁		
第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-8 週休2日工事に関する費用の積算 (3)積算方法等 1)補正係数	34	<p><u>週休2日に取り組む際の「補正係数」の見直し</u></p> <p>(理由) 国土交通省では、働き方改革に取り組める環境整備を促進するため、「週休2日に取り組む際の補正係数」に関し、令和2年度土木工事・業務の積算基準等を改正したことに伴い、同様の措置を要望する。</p> <p>週休2日等の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた共通仮設費、現場管理費の補正係数の見直し。 ※併せて、適切な工期設定（週休2日促進のため等）について通知もお願いしたい。</p>	<p>【改定】</p> <p>・働き方改革に取り組める環境整備のため必要な内容であり、一般的な土木工事と比較して水道工事の特有性は低いと考えられるため、国土交通省土木工事標準積算基準書の改定に準ずる形で改定する。</p>

<p>第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第1節 請負工事積算基準 1-2-1-2 労務費 (4)休日作業の労務単価</p>	<p>新設 4</p>	<p><u>休日割増を導入</u></p> <p>(理由) 国土交通省では、「休日割増を導入」し、令和2年度土木工事・業務の積算基準等を改正したことに伴い、同様の措置を要望する。 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し(基準額×割増対象賃金比×0.35)を加算するものとする。</p>	<p>【改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸経費動向調査により、法定休日における施工実態について調査した結果、法定休日に作業を行っている実態が少なからずあり、このような場合、国土交通省においても労務単価の休日割増を導入していることから、国土交通省土木工事標準積算基準書の改定に準ずる形で改定する。
<p>第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-1-2 労務費 (2)労務賃金</p>	<p>4</p>	<p><u>水道本管布設作業に携わる配管工の労務単価の引き上げについて</u></p> <p>(理由) 水道施設工事に係る配管工労務費として、「配水管技能者」資格を有する配管工が現場に携わる場合は、配水管工技能者には設計労務単価の1.05倍(配管工)を適用することを要望する。 その理由として、国土交通省が公表した公共事業労務費調査における登録基幹技能者の賃金水準(平成27、28、29年10月調査)では、設備工事に従事するうえで現場の最高資格とされる「登録配管基幹技能者」とそれ以外の配管工を比較すると、これを100%とした際、登録基幹技能者の平均調査額は106~109%の水準であった。</p>	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配管工賃金の設定等について国交省に問い合わせる必要がある。 実態調査から水道工事における配管工単価は、国交省の定める配管工単価より高めに設定されている結果となったため、引き続き検討が必要と判断し、継続審議とする。

<p>第一編 請負工事標準歩掛 第2章 開削工歩掛 第8節 管切断工 2-8-2 鋳鉄管切断歩掛表</p>	<p>8 8</p>	<p>第2-2表 エンジンカッター使用歩掛の諸雑費率の改善 (5%⇒30%)</p> <p>(理由) 鋳鉄管切断工(エンジンカッター)の単価は、諸雑費として労務費の5%となっている。諸雑費には、燃料、カッターの刀損耗費等が含まれるとしているが、ここから算出した100円程度の費用では、取替える刃の購入費用(1枚1,000円程度)に見合う金額とならない。 諸雑費率を現行の5%から30%とすることを要望する。この改善により、通常2~3回使用で交換せざるを得ないカッターの刃相当分の経費は確保できることとなる。</p>	<p>【改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンカッターの諸雑費率については、実証実験の結果、労務費の30%に改定する。
<p>第一編 請負工事標準歩掛 第2章 開削工歩掛 第10節 既設管撤去工 2-10-2 既設管撤去切断歩掛表第1表 2-10-3 鋳鉄管継手取外し歩掛表第2表</p>	<p>101 102</p>	<p>鋳鉄、ダクタイル鋳鉄管の補正係数の見直し</p> <p>(理由) 既設管撤去切断における歩掛は、第10節既設管撤去工の撤去管の切断歩掛により、鋳鉄350mm以下で補正係数0.25が適用されているが、その補正係数では現実と乖離した厳しい単価設定となり、作業実態に合致していない。 実際の撤去切断作業は、継手取外し作業同様、ぬかるんだ足場の悪い埋設現場等で行うことが多く、実態に見合った単価に程遠く、水道事業者による調査の下、鋳鉄管継手取外し(0.60)を参考に、適正な歩掛を要望する。 さらに、最近では、静音破断で切断できる工具を使用して、夜間の騒音防止や安全性向上を図っている現場も多いことからその使用を推進する必要がある、備考欄にそうした工具を使用した場合は見積りよることを付記することを要望する。</p>	<p>【見送り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費の補正係数については、H21年度の歩掛改定時と現在の作業性が大きく乖離しているとは言い難いため、改定を見送る。 <p>【改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補正係数の適用については、労務費のみを対象とし、機械損料・諸経費については対象外とする内容に改定する。 <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静音切断が可能な工具の使用については、歩掛表の1-1-1適用範囲のとおり、その理由と根拠等の説明資料を添えて明確にすることで、水道施設整備費国庫補助金等の申請が可能となる場合がある。

<p>第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-2-2 共通仮設費 (3) 3) 共通仮設費率の補正 1-2-2-3 現場管理費 (2) 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正</p>	<p>8 26</p>	<p><u>工事原価における舗装工事に係る間接費については国土交通省補正係数を適用すること</u></p> <p>(理由) 配水管布設工事には、管布設後の舗装工事に含まれており、その工事費の割合はとても大きい。 国土交通省では、現道上の工事一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、より実態に即した積算を可能とするため、共通仮設費、現場管理費の施工地域補正に考慮し、令和2年度土木工事・業務の積算基準等を改正した。 これに伴い、直接工事費のうち、舗装工事分の直接工事費に対する間接費は、国交省と同様の補正が行われるような措置を要望する。</p>	<p>【見送り】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工種区分ごとに国土交通省の間接工事費の適用を求めるものであるが、国土交通省の積算基準においても同様に、2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用することとなっているため、改定を見送る。
<p>第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工 ① 水道工事における路面復旧に係るL型側溝などの再利用撤去歩掛の新設 ② 歩車道境界ブロックなどの再利用撤去の日進量の見直しについて</p>	<p>新設</p>	<p><u>① 再利用撤去の歩掛が無い項目は、新設を要望する。</u></p> <p>(理由) 水道工事におけるL型側溝、チャッターバーや平板ブロックなどの復旧においては、国土交通省の施工パッケージ型積算基準を適用している。 水道工事の本復旧において道路管理者から現状復旧の条件が付与されたときは、現地と同じ材料の調達ができないことから再利用せざるを得ない現場が多々ある。この際は破損しないように丁寧に扱う必要があるなど非常に手間のかかる作業でもある。ついては、撤去再利用の歩掛の設定が無いことから、水道工事独自の撤去再利用の歩掛の新設を要望する。 また、備考欄に必要な応じ保管場所への往復費用（運搬・積込積卸）を別途計上することを要望する。</p>	<p>【見送り】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道独自の案件ではなく他工事との整合性を考慮し、歩掛の新設及び日進量の見直しについては見送る。

	新設	<p>② <u>再利用撤去の歩掛が有る項目は、日進量の見直しを要望する。</u></p> <p>(理由) 歩車道境界ブロック、インターロッキングブロックの再利用が多い中、経年により砂等がブロックに固く付着し、ケレン作業などで予定どおりに業務は進まず、国土交通省の施工パッケージ型積算基準歩掛日進量はその実態を反映していない。 そのため、水道工事独自の撤去再利用の日進量の見直しを設定し、備考欄に必要な応じ保管場所への往復費用（運搬・積込積卸）を別途計上することを要望する。</p>	<p>【見送り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道独自の案件ではなく他工事との整合性を考慮し、歩掛の新設及び日進量の見直しについては見送る。
<p>第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工 試掘に係る標準歩掛の設定について</p>	新設	<p><u>第1節に試掘に係る標準歩掛を新たに設定されたい。</u></p> <p>(理由) 水道管布設前の事前調査として行う試験掘工については、国土交通省土木工事・業務の積算基準の中から床掘工などを適用して積算している。 しかし、試験掘作業は地下埋設物の確認のため人力により、必要に応じて施設管理者の立会いの下で実施する作業でもある。よって、掘削中に他の埋設物が支障となることや、占用物件が輻輳する交差点などでは交通規制による制約を受けるなど、その後の作業工程に影響が生じることも多々ある。 そのため、水道管布設に係る、人力による試験掘を前提に試験掘の標準歩掛を独自に作成頂きたい。</p>	<p>【見送り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力掘削の施工能力について現場調査を行ったところ、試験掘工（人力）は床掘工と比べて、ほぼ同一であったため、試験掘工の掘削費用を計上する歩掛は床掘工で対応可能と考えられる。 ・試験掘については、各自治体の基準や、現場条件、設計者の判断が求められ、歩掛についても床掘工の歩掛で十分対応できるため、今回の歩掛標準化は見送る。
<p>第一編 請負工事標準歩掛 第2章 開削工歩掛 第1節 標準掘削断面 2-1-3 掘削幅の算定 (3)最小掘削幅</p>	119	<p><u>最小掘削幅の拡大（60cm）について</u></p> <p>(理由) 水道管布設に係る厚生労働省の積算基準では、布設のための掘削幅は口径（150mm）では55cmと定められています。 しかし、現場では作業員の体</p>	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下についてについて検討を進める。 (1) 掘削幅に係る関係法令、条例、規則等の確認、 (2) 水団連（全管連が実施）のアンケート結果の精査最小掘削幅

	<p>格による施工の困難や、足が挟まり転倒するなどのヒヤリハット事例もあります。</p> <p>また、実際に工事をするために受注者が独自に自己負担で掘削幅を広げざるを得ない現状があります。</p> <p>そのため、掘削の最小掘削幅を60cmと改正することを要望します。</p>	<p>55cmでは、現場作業においてどのような問題があるのか整理、</p> <p>(3) 平成28年度水道施設整備費に係る歩掛表改定（最小掘削幅）にあたっての検討資料の確認</p> <p>(4) 他工種の最小掘削幅の考え方の整理、施工時の問題点として、施工現場での実態調査が必要と判断したことから、全管連の協力をいただき調査を行っていく。</p> <p>調査結果を踏まえ、(3)(4)についても、今後、見直し、整理を行う。</p>
--	--	---

VI-3 建設キャリアアップシステム（CCUS）等を活用した技能者の処遇改善に向けた取組

(1) 建設技能者の能力評価制度への取組

国土交通省では、CCUSに登録された保有資格や現場の就業履歴などを活用し、技能者一人ひとりの経験や、知識・技能、マネジメント能力を正しく評価する「建設技能者の能力評価制度」を実施している。評価レベルは4段階で、各レベルの基準を職種毎に定めている。

本会では、これに対処するため登録配管基幹技能者講習実施機関である（一社）日本空調衛生工事業協会、（一社）日本配管工事業団体連合会と3団体共同で配管の能力評価基準を策定し、その普及促進に努めている。この配管の能力評価基準は、本会HPに公表している。

https://zenkanren.jp/wordpress2/wp-content/uploads/2021/03/nouryoku_haikun.pdf

(2) 経営事項審査改正に伴う対応

国土交通省は、改正建設業法の施行に伴い経営事項審査の評価項目を令和3年4月に改正した。

主たる改正内容は、技術者・技能者の継続的な教育に努める企業の評価項目を新設。技術者が取得したCPD（継続教育）単位数やCCUSでレベルアップした技能者数を評価、加点するもの。

本会では、CPDに関するこうした動きに対応するため、（公財）給水工事技術振興財団と連携を図り、（一社）建設業振興基金が運用するCPDプログラムに給水装置工事主任技術者研修会（3単位）と給水装置工事配管技能検定会（4単位）の登録申請を行い、受講修了者にはCPDポイントが付与されている。

本件に関する詳細は、下記アドレスで確認ください。

http://www.ciic.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/20210330_keishinkaiseinaiyou.pdf

VI-4 外国人受入れに伴う特定技能1号試験への取組

国土交通省と建設技能人材機構（JAC）による令和2年度の特定技能1号海外試験の実施状況は、蔓延するコロナ禍の影響により、電気通信がフィリピンで、鉄筋施工がベトナムで令和3年3月に実施したにとどまっている。また、ベトナムでの特定技能1号試験の実施にあたっては、当初公表された体制とは異なり、日本とベトナムの政府間交渉において一定期間の教育訓練を行った後でなければ、特定技能試験を実施できない仕組みに変更された。

こうした動きを受け、本会では、理事会の承認を受け設置した「特定技能評価試験委員会」において、具体的な検討（令和3年度海外試験及び教育訓練スケジュール、教育訓練及び試験の実施会場、教育訓練カリキュラム（60時間）、教育訓練テキストの作成、講師派遣、試験要領の策定等々）を行った。

なお、試験委員の構成は次の7名、（松本正美 本会理事・技術副部長、金子達之輔 三多摩管工事

協同組合、渡邊弘幸 東京都管工事工業協同組合、阿部弘之 本会技術参与、茨木 繁 本会技術参与、増山隆文 アジアビジネスサポート事業協同組合、平尾恒久 (榎小泉)、敬称略。

VI-5 給水装置工事配管技能検定会

(公財)給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の令和2年度実施結果は下表のとおりである。本検定会の実施は、(公社)日本水道協会及び本会の後援のもと、実施都道府県支部においても協力を行っている。

本検定会の実施課程は、①全国標準、②ポリエチレン管、③地域オプション(ダクタイル鋳鉄管、ステンレス鋼管コース、甲型分水栓取付工法-IIコース)となっている。

また、本検定会合格者全員に「給水装置工事配管技能者証(カード)」を発行している。

なお、令和3年度より「全国標準統合検定」の移行を予定していたが、(公財)給水工事技術振興財団の解決すべき課題が残されていることを踏まえ、令和3年度も従来通りの検定会を開催することとなった。

令和2年度 給水装置工事配管技能検定会実施結果

(次 頁)

開催地		令和2年度受検申込者数				
		開催日	全国標準受検	免除	オプション受検	計
1	北海道	2.10.11	74	11	0	85
2	青森県	(開催なし)	0	0	0	0
3	岩手県	2.10.02	36	3	0	39
4	宮城県	(開催なし)	0	0	0	0
5	秋田県	(開催なし)	0	0	0	0
6	山形県	2.11.05	37	5	0	42
7	福島県	(開催なし)	0	0	0	0
8	茨城県	(開催なし)	0	0	0	0
9	栃木県	(開催なし)	0	0	0	0
10	群馬県	(開催なし)	0	0	0	0
11	埼玉県	2.09.12	55	6	0	61
12	千葉県	2.09.17	55	15	29	99
13	東京都	(開催なし)	0	0	0	0
14	神奈川県	2.09.26	50	1	0	51
15	新潟県	2.09.19	11	1	0	12
16	富山県	2.10.09	34	3	0	37
17	石川県	(開催なし)	0	0	0	0
18	福井県	(開催なし)	0	0	0	0
19	山梨県	(開催なし)	0	0	0	0
20	長野県	(開催なし)	0	0	0	0
21	岐阜県	(開催なし)	0	0	0	0
22	静岡県	2.10.12, 3.1.14	77	37	0	114
23	愛知県	(開催なし)	0	0	0	0
24	三重県	(開催なし)	0	0	0	0
25	滋賀県	2.11.07	26	3	0	29
26	京都府	2.11.07	42	9	0	51
27	大阪府	2.08.26~27	124	5	0	129
28	兵庫県	(開催なし)	0	0	0	0
29	奈良県	2.7.5, 3.3.14	85	4	0	89
30	和歌山県	(開催なし)	0	0	0	0
31	鳥取県	(開催なし)	0	0	0	0
32	島根県	(開催なし)	0	0	0	0
33	岡山県	(開催なし)	0	0	0	0
34	広島県	2.11.07~08	27	12	0	39
35	山口県	2.10.03	23	2	0	25
36	徳島県	(開催なし)	0	0	0	0
37	香川県	(開催なし)	0	0	0	0
38	愛媛県	(開催なし)	0	0	0	0
39	高知県	(開催なし)	0	0	0	0
40	福岡県	(開催なし)	0	0	0	0
41	佐賀県	(開催なし)	0	0	0	0
42	長崎県	(開催なし)	0	0	0	0
43	熊本県	2.11.28	30	1	0	31
44	大分県	(開催なし)	0	0	0	0
45	宮崎県	2.11.01	36	24	0	60
46	鹿児島県	(開催なし)	0	0	0	0
47	沖縄県	(開催なし)	0	0	0	0
合計			822	142	29	993

VI-6 給水装置工事主任技術者試験等への対応

(1) 準備講習会

水道法に基づく給水装置工事主任技術者の資格取得の支援のため、受験参考図書の頒布に加え、平成26年度から所属団体が主催する給水装置工事主任技術者資格認定試験の準備講習会（2日間）に本会技術参与及び東京水道㈱社員の協力を得て、講師を7会場（宮城県石巻市、山形市、さいたま市、新潟市（Web）、長野県上田市、石川県金沢市、鳥取県（Web））に幹旋し、合計144名が受講した。

(2) 技術図書の配布

「給水装置工事技術指針2020（給水工事技術振興財団、二刷発行）」を令和3年3月に会員・所属会員に都道府県連を通じて配布した。

VI-7 給水装置工事主任技術者試験

（公財）給水工事技術振興財団が実施する本試験について、令和2年度は下記のとおり行われた。また、新型コロナウイルスの影響を受け、会場数を増やすなどの対応をおこなった。なお、本会においては会員各位への周知、幹旋図書の販売協力を行った。

(1) 指定試験機関 （公財）給水工事技術振興財団

(2) 受付期間 令和2年5月25日（月）～7月3日（金）

(3) 試験期日 令和2年10月25日（日） (4) 合格者発表 令和2年11月30日（月）

(5) 試験地 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（川崎市、横浜市、東京都千代田区、東京都品川区）、中部（名古屋市）、関西（大阪市）、中国四国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）

(6) 試験科目の一部免除

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理に係る1級又は2級の技術検定に合格した者（管工事施工管理技士1級又は2級）は、試験科目のうち「給水装置の概要」及び「給水装置施工管理法」の免除を受けることができる。

(7) 受験資格 給水装置工事に関して3年以上の実務経験を有する者。

(8) 令和2年度試験結果 受験者11,238名 合格者4,889名 合格率43.5%（前年比2.3%減）

VI-8 給水装置工事主任技術者 現地研修会

給水装置工事主任技術者研修は、給水装置工事事業者の5年更新制度に伴い、更新時に必要となる給水装置主任技術者の最新の技術や制度の習得を行うものであり、研修修了者は技術者証により証明される。

（公財）給水工事技術振興財団が実施する現地研修会について、本会は後援し都道府県連組合と連携して開催している。

(1) 開催回数・受講者数

令和2年度は、全国において14県で26回開催し、2,249名が受講した。

(2) 講習の概要及び講習考査試験

講習は、水道法、給水装置工事主任技術者の職務と役割、給水装置の構造及び材質、給水装置の事故事例と対策、給水装置工事における留意事項、給水装置の維持管理、給水装置及び給水工事法に関する最新の技術情報の7項目を受講する。半日間受講し、講義後には学習成果試験が行われた。

(3) 講習テキスト

講習テキストは、「給水装置工事主任技術者研修テキスト」を用いた。

VI-9 埋設給水用ポリエチレン管の経時変化と健全性評価に関する検討委員会への参画

(公財)給水工事技術振興財団の「熊本地震給水装置被害状況調査報告書(平成30年7月)」によれば、埋設給水用ポリエチレン管(「埋設給水用PE管」)の漏水が発生していた(管種別漏水比率 鋼管48%,塩ビ管25%,PE管18%,その他9%)。このことから同財団及び日本ポリエチレンパイプシステム協会は、「埋設給水用ポリエチレン管の経時変化と健全性評価に関する検討委員会」を発足させ、水道事業者の協力のもと、埋設給水用PE管の掘上品の性能評価を行った。令和3年3月に報告書をまとめホームページに公表した。本会から熊本県連の清原副会長が参画した。

VI-10 技能五輪全国大会並びに技能グランプリ

VI-10-1 第58回技能五輪全国大会

- (1) 目的 国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。

なお、今大会は新型コロナウイルス感染症の影響により無観客開催となったので、競技の様子がライブ配信された。

- (2) 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会
(3) 後援 国土交通省、経済産業省、文部科学省他
(4) 協力 全国管工事業協同組合連合会他
(5) 競技会場 愛知県国際展示場 愛知県常滑市セントレア5丁目
(6) 日程 選手下見・開会式* 令和2年11月13日(金) 愛知県国際展示場
競技・公開水圧審査 14日(土) 〃
成績発表・閉会式* 16日(月) インターネット配信*
(7) 参加選手 40職種 944名(配管職種は36名)
(8) 本会関係者で参画した委員等(順不同・敬称略)

競技委員	渡邊弘幸(全管連)	競技委員	金子達之輔(全管連)
競技補佐員	岡田多善(愛知県)	競技補佐員	山本将(愛知県)
〃	小暮貴士(同)	〃	岡安政浩(同)
〃	川村尚志(同)	〃	桜田雅己(同)
〃	宮澤祐輔(同)	〃	美野太陽(同)
〃	鈴村真史(同)	〃	中川秀郎(同)
〃	宮崎智久(同)	〃	金田典之(同)
運営委員	仲村信慶(全管連)	〃	佐藤良浩(全管連)

*開催地・愛知県連の役職員の方々には競技運営他多大な協力をいただいた。

- (9) 入賞者(敬称略) ※は会員企業

金賞	茨城県	板橋優斗	㈱関電工	東関東営業本部	茨城支店
銀賞	東京都	嶺井政明	西原工事㈱		

〃	栃木県	益子 亮太	(株)関電工 北関東・北信越営業本部 栃木支店
〃	〃	小田原 溪太	(株)関電工 北関東・北信越営業本部 栃木支店
銅 賞	岩手県	千葉 浩斗	岩手県立産業技術短期大学校水沢校
〃	東京都	宮永 優馬	西原工事(株)
〃	栃木県	石井 悠貴	栃木県立宇都宮工業高等学校
敢闘賞	広島県	東谷 幸憲	*広島市指定上下水道工事業協同組合
〃	東京都	及川 裕己	西原工事(株)
〃	愛知県	大川 喜紀	*武田機工(株) 滝工場 現業部
〃	愛知県	黒柳 太稀	*武田機工(株) 滝工場 現業部
〃	山口県	中能 七海	(株)桐田商会
〃	石川県	飯田 大翔	(有)剛配管設備工業

*金賞の板橋優斗選手には厚生労働大臣賞が授与された。また、唯一の女性技能者で第56回大会に現役高校生時に出場した中能七海選手が入賞を果たした。

(10) 参加選手所属員企業への助成

配管職種参加者の技能の向上・継承、また、技能大会を活性化するため、指導者派遣や本会会員企業の選手1名につき5万円の助成を行った(9組合、12名)。

(11) 競技課題 別掲(55頁)

*第46回技能五輪国際大会(隔年開催)は、中国(上海)で開催予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年10月に延期となった。

VI-10-2 第31回技能グランプリ(隔年開催)

(1) 目的 特級、1級及び単一等級の技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上と技能尊重気運の醸成に資することを目的とする。

なお、今大会は新型コロナウイルス感染症の影響により無観客開催となったので、競技の様子がライブ配信された。

(2) 主催 厚生労働省・中央職業能力開発協会・(一社)全国技能士会連合会

(3) 後援 経済産業省・国土交通省他

(4) 競技会場 配管職種：愛知県国際展示場 愛知県常滑市セントレア5丁目

(5) 日程 選手会場下見・開会式* 令和3年2月19日(金) 愛知県国際展示場

競技 20日(土) 〃

閉会式・成績発表* 22日(月) インターネット配信*

(6) 参加選手 28職種 344名(建築配管職種は9名)

*前大会で女性選手として初めて建築配管職種に出場した田母神友梨選手(東京都・(株)上杉設備)が今大会にも連続出場し、競技時間内(7時間)に作品を完成させた。

(7) 本会関係者で参画した委員等(順不同・敬称略)

大会副会長 藤川 幸造(全管連)

競技委員 渡邊 弘幸(〃) 競技委員 金子 達之輔(全管連)

競技補佐員 岡田 多善(愛知県連) 競技補佐員 岡安 政浩(愛知県連)

〃 小 暮 貴 士 (〃)

運営委員 仲 村 信 慶 (全管連)

〃 佐 藤 良 浩 (全管連)

(8) 入賞者 (敬称略) ※は会員企業

金 賞 岡山県 吉 川 裕 之 ※(株)中央設備

銀 賞 岡山県 小 西 雅 樹 ※(株)中央設備

銅 賞 山口県 内 野 翔 太 (株)桐田商会

〃 東京都 吉 田 一 勝 西原工事(株)

金賞の吉川裕之選手には、厚生労働大臣賞が授与された。

(9) 参加選手所属員企業への助成

近年、建築配管職種の参加者が減少傾向にあり、職種としての継続的な開催が危ぶまれている。このため、本会では、配管技能の向上・継承、後継技能者の確保・育成等につながる技能大会を活性化するため、建築配管職種に参加する本会会員企業の選手1名につき10万円の助成を行った(5組合、7名)。

(10) 競技課題 別掲 (56頁)

VI-10-3 技能五輪全国大会・技能グランプリにおける講師派遣

若年入職者の減少、熟練技能者の高齢化・退職に伴い、担い手となる若年技能者の人材確保・育成が急務となっており、「モノづくり大国日本」を背負う人材を育成する事を目的として、技術技能向上に取り組んでいる。その一環として技能大会出場者への指導を行う講師派遣を行った。令和2年度は、技能五輪全国大会に係る指導者派遣を以下の組合主催で行った。

(1) 石川県管工事協同組合

①第1回

実施日：令和2年8月21日(金)、22日(土) 場所：ポリテクセンター石川

講師：階上文男氏(株)階上設備工業・青森県連)

②第2回

実施日：令和2年10月9日(金)、10日(土) 場所：ポリテクセンター石川

講師：階上文男氏(株)階上設備工業・青森県連)

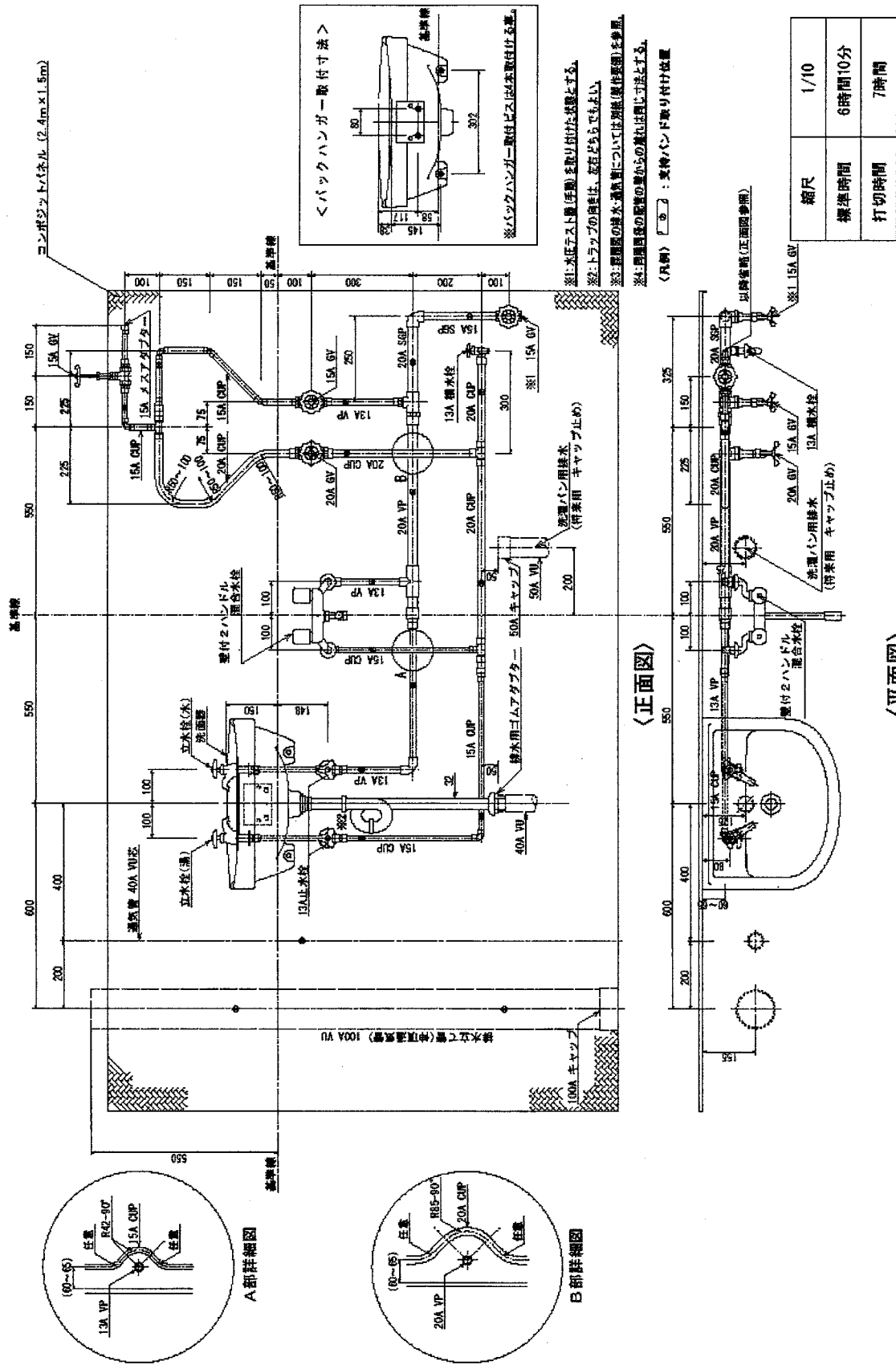
(2) 広島市指定上下水道工事業協同組合

実施日：令和2年9月26日(土)、27日(日) 場所：広島市指定上下水道工事業協同組合

講師：阿部弘之氏(本会技術参与)

当日公表

第58回技能五輪全国大会「配管」職種競技課題図



縮尺	1/10
標準時間	6時間10分
打切時間	7時間

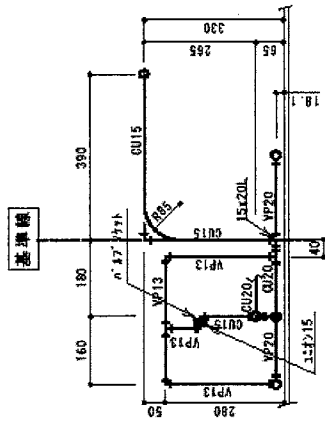
当日公表

第31回 技能グランプリ「建築配管」職種競技課題図

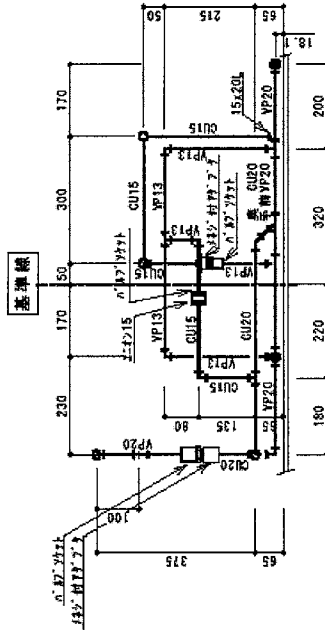
記号	名称	呼び径
VP	縦貫ボリ塩化ビニル管	13A・20A
CU	銅管 (Lタイプ)	15A・20A
SGP	配管用産業鋼管	20A
●	立てバンド	
□	サドルバンド	

※ テストポンプは外しておき、寸法表記の無い部分は任意とする

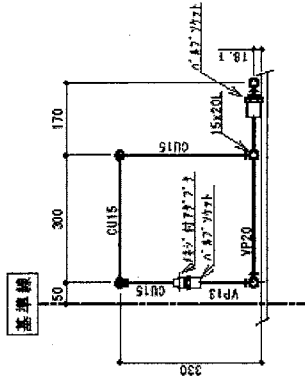
縮尺	1/10
標準時間	6時間30分
打切時間	7時間00分



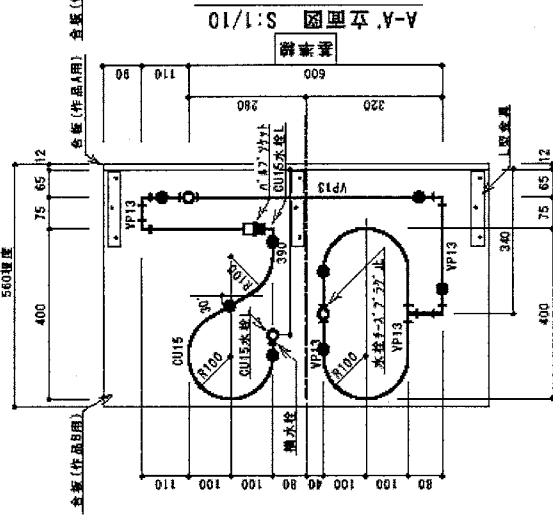
D-D' 断面図 S:1/10



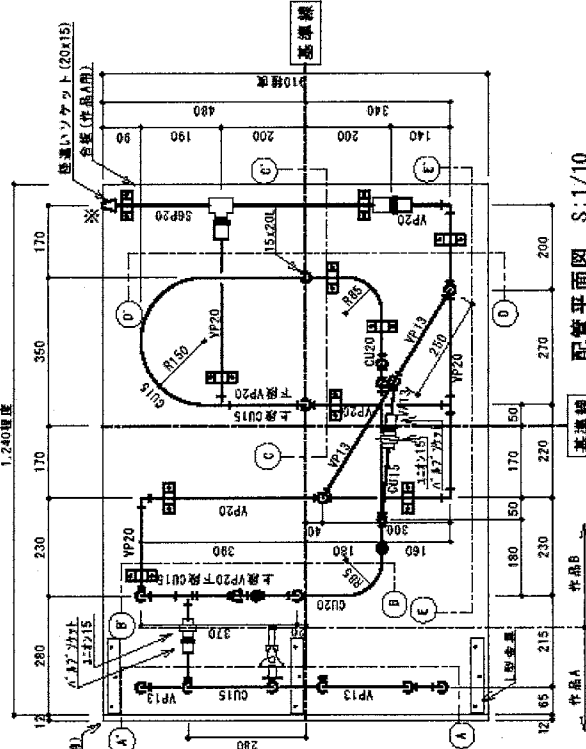
E-E' 立面図 S:1/10



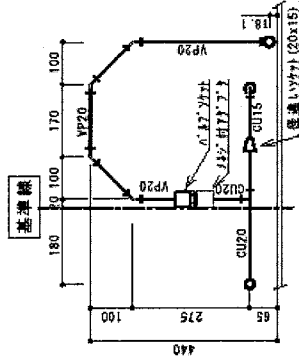
C-C' 断面図 S:1/10



A-A' 立面図 S:1/10



配管平面図 S:1/10



B-B' 断面図 S:1/10

VI-11 登録配管基幹技能者制度

VI-11-1 概要

配管工事の基幹的な技能者育成のため、(一社)日本空調衛生工事業協会、全管連、(一社)日本配管工事業団体連合会の3団体によって、平成15年度に「配管基幹技能者認定制度」を創設した。

その後、平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、基幹技能者制度は国土交通大臣の登録講習制度として位置付けられ、経営事項審査において加点評価の対象となった。

これを受け、3団体では、登録講習実施機関として国土交通大臣の登録を受け、平成20年度より「登録配管基幹技能者講習」を実施し、新たな制度として「登録配管基幹技能者」を育成している。

VI-11-2 令和2年度登録配管基幹技能者講習の実施概要

令和2年度登録配管基幹技能者講習を、前期2会場、後期2会場の計4会場で開催し、受講者総数194名が受講、考査試験の結果188名が合格し、新たに登録配管基幹技能者と認定され「登録配管基幹技能者講習修了証」を交付した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、受講人数の制限や、座席の間隔を取るなどの対策を行った。

(1) 開催期日・会場等

期	回	都道府県	開催期日	開催会場	受講者数 (特例/再試験者含む)
前期	1	大阪	令和2年10月29日～31日	エル・おおさか	54
〃	2	石川	令和2年11月26日～28日	石川県地場産業振興センター	42
後期	3	東京	令和3年2月4日～6日	全国建設研修センター	65
〃	4	広島	令和3年2月18日～20日	合人社ウィンディひと・まちプラザ	33
				合計	194

(2) 講習の概要及び講習考査試験

講習は、「令和2年度登録配管基幹技能者講習カリキュラム」により、3日間に亘って実施した。講習考査試験は、四肢択一と記述式を基本とし、テキストの持込禁止、試験日毎に問題を変更して実施した。

(3) 受講資格(下記に示す2つの条件を全て満たしていることが必要である)

- 1) 建設業法(昭和24年法律第100号)で定める管工事における配管施工の実務経験が10年以上でそのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- 2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく1級配管技能士(建築配管)の資格を有すること。

VI-11-3 登録配管基幹技能者講習修了証の更新について

登録配管基幹技能者講習修了証の更新は、登録配管基幹技能者として求められる一定の能力水準が確保されていると確認された者に対して行うものとし、下記の基準に適合する者に対して新たな講習修了証を交付することとなっている。

- 1) 登録配管基幹技能者として従事していること。
- 2) 現に1級配管技能士の資格を有していること。
- 3) 能力確認試験で3問以上正答していること(4肢択一の問題5問)。

講習修了証の有効期限は、交付から5年。有効期限が過ぎ、講習修了証が無効になった場合、有効な講習修了証を得るためには、再度3日間の登録講習を受け、講習考査試験に合格する必要がある。令和2年度は更新対象者704名に対し実施し、令和3年3月現在で615名が申請中である。

また、登録配管基幹技能者講習修了証の更新料は8,000円としている。

VI-11-4 登録配管基幹技能者の資格者数の状況と本講習の開催地区の取扱いについて

令和元年度の講習会を終え、令和2年3月末現在で登録配管基幹技能者の資格者数は、47都道府県で全国総数3,958名となった。この登録基幹技能者制度は、配管基幹技能者の他、電気工事基幹技能者等35職種あり、令和2年6月末現在で登録基幹技能者資格者は、67,437名となっている。

また近年では、国・都道府県の公共工事の総合評価方式における評価・活用、元請企業の優良技能者認定等における活用が促進され、登録基幹技能者の確保・育成が広く期待されてきている。このような状況を踏まえ、本会では登録配管基幹技能者の増加に向けて、全国各地区での本講習会開催の申込みを募っている。本講習の開催に当たっては、毎年度、東京と大阪の開催を必須とし、地方開催については本講習委員会において実施計画を決定し開催しており、令和3年度は東京、大阪、愛知の3会場で開催を予定している。

VI-12 管工事・土木施工管理技術検定

VI-12-1 概要

1級施工管理技士は、特定建設業および一般建設業の許可基準である「営業所の専任の技術者」および、建設工事の現場に配置される「監理技術者」または「主任技術者」になれる。また、2級施工管理技士は、一般建設業の「営業所の専任の技術者」および「主任技術者」、さらに所定の指導監督の実務経験があれば、指定建設業以外の特定建設業の「営業所の専任の技術者」、「監理技術者」にもなれる。

国土交通省では施工管理技術検定試験の受検者数減少、受検者・合格者の平均年齢も上昇傾向にあるため、若年層の受検機会の拡大や受検要件の緩和を進めている。平成29年度より2級土木施工管理技術検定の学科試験を年2回の実施に変更し、受験機会を拡大した。また、2級学科試験免除の有効期間の変更（管工事・土木共通）があり、2級学科のみ試験を合格した者は学科試験に係る合格発表日の属する年度の初日から起算して12年以内は学科試験が全部免除されることとなった。なお、平成30年度より2級管工事施工管理技術検定の学科試験も年1回から年2回の実施に変更され、受験機会が拡大されている。

本会では施工管理技術検定試験の資格取得指導として、関係団体が行う受験準備講習会ならびに図書斡旋、受験日程等について周知した。

VI-12-2 令和2年度試験結果

(1) 管工事施工管理技術検定

・1級学科試験日	令和2年12月6日	受験者13,531名	合格者4,738名	合格率35.0%
・1級実地試験日	令和2年12月6日	〃 8,211名	〃 5,018名	〃 61.1%
・2級学科試験日	令和2年11月15日	〃 12,348名	〃 7,683名	〃 62.2%
・2級実地試験日	令和2年11月15日	〃 9,544名	〃 5,514名	〃 57.8%

(2) 土木施工管理技術検定

・1級学科試験日	令和2年10月4日	受験者29,745名	合格者17,885名	合格率60.1%
・1級実地試験日	令和2年12月6日	〃 24,204名	〃 7,499名	〃 31.0%
・2級学科試験日	令和2年10月25日	〃 33,182名	〃 23,346名	〃 70.4%

・ 2級実地試験日 令和2年10月25日 " 24,341名 " 12,852名 " 52.8%

VI-13 技能検定

VI-13-1 概要

技能検定は、国が働く人々の技能を一定の基準によって検定し、技能の高さを証明する国家検定制度である。技能検定の合格者には、厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事名（2級、3級）の合格証書が交付され、技能士と称することができる。受検資格は、原則として、検定職種に関する実務経験が必要で、その年数は学歴や職業訓練歴等により異なる。また、一定の要件により実技試験又は学科試験が免除される場合がある。受検申請受付は、各都道府県職業能力開発協会となっており、受検手数料は検定職種ごとに各都道府県において定められている。

なお、本会は中央職業能力開発協会が開催する中央技能検定委員会へ検定委員を2名派遣し、技能検定試験（建築配管職種）の課題作成等への協力を行っている。

VI-13-2 令和2年度技能検定（配管職種）結果

・ 建築配管作業	1級	受検者1,457名	合格者609名	合格率41.8%
	2級	" 1,243名	" 521名	" 41.9%
	3級	" 518名	" 345名	" 66.6%
・ プラント配管作業	1級	" 55名	" 31名	" 56.4%
	2級	" 40名	" 20名	" 50.0%

VI-13-3 改訂版 若年者のための建築配管施工基本実技シート

令和2年度も会員への配布や、広報誌での周知に努めた。

VI-14 （公社）日本水道協会の令和2年度配水管工技能講習会

VI-14-1 概要

配水管の布設工事の設計・施工は、水道システムを築く上で極めて重要であり、かつ確実性が要求される。また、施設の更新時期を迎えつつある現在、新しい管路技術にも対応できる水道技術者の養成は従来にも増して重要となっている。（公社）日本水道協会では配水管工事業体及び水道事業体の水道技術者を対象として、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的とした「配水管工技能講習会」を14会場で実施した。本会は会員各位に講習日程等の周知の協力を行った。

VI-14-2 受講者及び登録者数（全地方支部）

・ 耐震継手配水管技能登録者	令和2年度	562名、平成13～令和2年度	51,050名
・ 大口径技能登録者	令和2年度	140名、平成13～令和2年度	14,052名

VI-15 設備技術教育に対する協力

VI-15-1 全国設備工業教育研究会（略称：全設研）

（1）第56回新潟大会協賛

全設研は全国の公立工業高校のうち設備工業科等を有する24校からなる研究会で、令和2年7月30日から2日間に亘り新潟市において第56回研究会が開催される予定だったが、新型コロナウイルス

イルス感染症対策のため延期となった。

(2) 技能検定の練習管材料提供

平成25年度から会員校の在校生で都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定「配管（建築配管作業）」を受検する生徒に対し、本会では練習用管材料を無償で提供することで資格取得を応援している。今年度は次の提供を行った。

2級受検・9校76人（前年度9校59人） 3級受検・12校253人（同13校185人）

(3) 建設業界ガイドブックの贈呈

全設研会員各校に建設業界ガイドブック（発行・建設産業人材確保・育成推進協議会）5部を贈呈した。

VI-15-2 （職）全国建設産業教育訓練協会

富士教育訓練センターでは、管工事関係などのコースで令和2年度教育訓練生を募集した。この訓練生の募集を機関紙等に掲載し周知した。

VI-15-3 （一財）地域開発研究所

（一財）地域開発研究所の管工事・土木施工管理技術研究会は、施工管理技士を目指す方のために受験準備講習会の開催、図書の頒布を行っており、本会では会員組合に図書の斡旋や機関紙にて周知した。

VI-16 浄化槽

VI-16-1 浄化槽の日

10月1日の「浄化槽の日」は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」（昭和58年5月19日交付法律第43号）が、昭和60年10月1日に施行されたことを記念して、昭和62年に当時の厚生省、建設省、環境庁の三省庁の主唱により設けられた。「浄化槽の日」を中心に、「浄化槽の日」実行委員会主催の全国浄化槽大会等の中央行事の他、全国各地で浄化槽関連行事が行われている。

なお、今年度の中央行事である第34回全国浄化槽大会は、令和2年10月1日にホテルグランドパレスで開催される予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となった。

VI-16-2 浄化槽中央連絡協議会

浄化槽の設計、製造、施工、保守点検、清掃または消毒剤供給の業を営む者等が、相互の理解と緊密な協力関係を樹立することにより浄化槽の機能を保持し、浄化槽による水洗化の普及を促進し、環境衛生の向上および保全をはかるとともに、関連業界の健全なる発展に寄与することを目的に、昭和50年8月8日に設立された。現在の会員団体は次の8団体である。

浄化施設排水消毒管理協会、（一社）浄化槽システム協会、全国環境整備事業協同組合連合会、全国管工事業協同組合連合会、（一社）全国浄化施設保守点検連合会、

（一社）全国浄化槽団体連合会、（一社）日本環境保全協会、（一社）日本空調衛生工事業協会

令和2年7月10日には理事会・定期総会を開催したが、令和2年度は（一社）全国浄化施設保守点検連合会が事務局を務め、合併浄化槽整備事業の普及促進に向けての啓発活動及び、そのための教材、パンフレットを環境NGO・NPO団体に配布した。

Ⅶ 災害時等の対応に関する事項

Ⅶ-1 災害対策担当理事会議

(1) 日時・場所

令和2年度第1回 11月16日 WEB開催

(2) 議題

- 1) 「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」及び「災害時に備えたレンタル機器及び資材の確保・調達のための協定事例集の改訂について
- 2) 令和3年度事業計画について

Ⅶ-2 日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き（令和2年4月改訂）」の周知等

(1) 日水協手引きの購入・配布

日水協手引きを購入し、令和2年7月に都道府県連経由にて約600団体に配布した。

(2) 機関誌にて日水協手引きの概要を紹介

本会機関誌「全管連ジャーナル」8月号に手引きの概要を寄稿いただいた。

(3) 日本水道協会の担当課長による講演

10月の定例理事会後に手引きの改訂概要について工務部技術課長に講演を行っていただいた。

Ⅶ-3 地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル（令和3年4月改訂）の発行・配布

（公社）日本水道協会では、令和2年4月に応援体制の迅速かつ効率的な構築、使いやすくわかりやすい視点で「地震等緊急時対応の手引き」を改訂した。この手引きの改訂にあわせて、本会でも「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」を令和3年4月に改訂し、都道府県連を通じて理事・監事に1部ずつ、会員組合に2部ずつ配布した。

今改訂からカラーで印刷し、本会関係個所を青色で表記し、日水協手引きの参照箇所を黒色で表記した。平常時と災害時、応急給水と応急復旧、被災水道事業体と応援水道事業体で構成し、以下の章立てとしている。

序章 日水協手引きに基づく全管連会員組合における被災地応援について

第1章 相互応援の一般事項

第2章 平常時における応急活動の準備

第3章 災害時における応急活動の実施

第4章 教育・訓練、広報

資料・様式

- (1) 全管連関係の覚書
- (2) 水道事業体と協定・実施細目（例）の追加
- (3) 水道事業体との応援派遣に関する協定・実施細目（例）の追加
- (4) 都道府県、日水協都道府県支部の協定（例）
- (5) 組合間の相互応援の協定
- (6) 機材商組合等との協定
- (7) 厚生労働大臣、厚生労働省水道課の要請による応急復旧隊を派遣した熊本地震の対応事例
- (8) 会員組合の訓練

(9) 全管連関係の様式

これまで別冊としていた「災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定事例集」はマニュアルに合併した。なお、協定を締結している建機メーカー・レンタル、水道資機材商社企業団体については、本会ホームページにて随時更新する。

Ⅶ-4 令和2年7月豪雨に係るお見舞金の贈呈について

災害の甚大さに鑑み、お見舞金の贈呈について検討し、特に被害の大きかった熊本県支部に100万円をお贈りした。

Ⅶ-5 自然災害による主な水道被害

(1) 令和2年7月豪雨

土砂崩れに伴う管路破損や原水の濁度上昇等により、熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県など17県46水道事業者において、7月4日から最大約3万8千戸の断水が発生。

(2) 令和3年1月7日からの大雪等

令和3年1月7日からの大雪等では、給水管の凍結・破損による漏水事故が多発し、その漏水の影響で配水池の水位が低下する等により、西日本を中心に13府県26事業者において、1月8日から最大約1万6千戸の断水が発生。

(3) 福島県沖を震源とする地震

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震では、緊急遮断弁作動や管路破損等により、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県20水道事業者において、2月14日から最大約2万7千戸の断水が発生。

Ⅷ 決算関係書類に関する事項

Ⅷ-1 貸借対照表

貸借対照表

令和3年4月30日現在

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金・預金	248,256,790	未払費用	50,744,254
未収金	5,649,936	前受金	3,929,191
前払費用	533,500	短期借入金	10,200,000
立替金	43,151	預り金	37,285,009
貸倒引当金	△ 50,000	法人税等引当金	12,731,100
流動資産計	254,433,377	未払消費税	3,660,700
		賞与引当金	2,000,000
【固定資産】		流動負債計	120,550,254
〔有形固定資産〕		【固定負債】	
建物	245,979,655	長期借入金	68,550,000
建物附属設備	30,496,207	預り保証金	4,029,840
構築物	1,093,903	退職給与引当金	32,091,494
什器備品	4,960,047	固定負債計	104,671,334
土地	46,100,000	負債合計	225,221,588
有形固定資産計	328,629,812		
〔無形固定資産〕		純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,433,334	【組合員資本】	
無形固定資産計	1,433,334	出資金	157,418,000
[外部出資その他の資産]		基金	375,000
投資有価証券	82,611,778	出資金計	157,793,000
関係団体出資金	3,000	〔利益剰余金〕	
外部出資その他の資産計	82,614,778	利益準備金	69,100,000
固定資産計	412,677,924	[その他利益剰余金]	
		(1)教育情報費用繰越金	7,000,000
		(2)組合積立金	
		特別積立金	65,851,095
		会館改修積立金	10,000,000
		災害救援基金	30,613,082
		周年記念積立金	9,541,770
		技能競技積立金	10,650,000
		組合積立金計	126,655,947
		(3)当期末処分剰余金	
		当期純利益金額	24,420,816
		前期繰越剰余金	56,919,950
		当期末処分剰余金計	81,340,766
		その他利益剰余金計	214,996,713
		利益剰余金計	284,096,713
		組合員資本計	441,889,713
		純資産合計	441,889,713
資 産 合 計	667,111,301	負債及び純資産合計	667,111,301

財 産 目 録

令和3年4月30日現在

摘 要		金 額
資 産 の 部		円
流動資産		
現金・預金		248,256,790
	現金	383,908
	普通預金 みずほ・大塚	22,473,869
	定期預金 特別積立金引当 みずほ・大塚	73,000,000
	〃 退職給与引当 みずほ・大塚	32,091,494
	〃 災害救援基金引当 みずほ・大塚	30,613,082
	〃 会館改修引当 三井住友・池袋	10,000,256
	〃 周年記念引当 三菱UFJ・大塚	9,549,363
	振替貯金 ゆうちょ銀行	191,104
	普通預金 技能競技引当 みずほ・大塚	10,650,000
	〃 福祉共済保険口座 三菱UFJ・池袋	7,296,366
	〃 法定外労災 〃 りそな・大塚	1,653,900
	〃 工事賠償 〃 みずほ・池袋	49,366,198
	〃 特定技能 〃 みずほ・大塚	987,250
未 収 金		5,649,936
	配管技能検定会業務委託手数料	1,603,880
	管工事賠償保険受入手数料	1,506,056
	機関誌ニュース広告掲載料	1,210,000
	機関誌ジャーナル広告掲載料他	1,330,000
前 払 費 用		533,500
	弁護士顧問料他	533,500
立 替 金		43,151
	テナント電気料金	43,151
貸 倒 引 当 金		△ 50,000
	令和2年度引当	△ 50,000
	流動資産計	254,433,377

財 産 目 録

令和3年4月30日現在

	摘 要	円	金 額 円
資 産 の 部			
固 定 資 産			
[有形固定資産]			
建 物	平成31(2019)年2月12日竣工 鉄骨造 地上4階建 制震構造 建築面積 163.37㎡ (49.41坪) 延べ面積 622.40㎡ (188.27坪)	245,979,655	245,979,655
建物附属設備	新会館の電気設備、給排水衛生設備、 空調換気設備、昇降機設備他	30,496,207	30,496,207
構 築 物	新会館の外構	1,093,903	1,093,903
什 器 備 品	パソコン、ファイルサーバ他	4,960,047	4,960,047
土 地	昭和52(1977)年11月17日購入 宅地 195.07㎡ (59.1坪) 所在地：東京都豊島区北大塚3-30-10	46,100,000	46,100,000
	(有形固定資産計)		328,629,812
[無形固定資産]			
ソフトウエア	会員管理システム	1,433,334	1,433,334
	(無形固定資産計)		1,433,334
[外部出資その他の資産]			
投資有価証券	第324回利付国庫債券 (償還：令和4年6月20日) T&Dホールディングス(株) 株式 1,600株 共栄火災海上保険(株) 株式 2株	79,891,778 2,160,000 560,000	82,611,778
関係団体出資金	東京都中小企業団体中央会	3,000	3,000
	(外部出資その他の資産計)		82,614,778
	固 定 資 産 計		412,677,924
資 産 合 計			667,111,301

財 産 目 録

令和3年4月30日現在

	摘 要	円	金 額	円
負債の部				
流動負債				
未払費用				50,744,254
	管工事賠償保険手数料他	40,674,513		
	機関誌ジャーナル・ニュース印刷費他	2,323,815		
	配管技能検定会業務手数料他	1,510,854		
	社会保険料他	6,235,072		
前受金				3,929,191
	令和3年度賦課金	2,544,000		
	会館貸室料他	1,385,191		
短期借入金				10,200,000
	新会館建設に係る借入金のうち、 返済期間1年以内のもの	10,200,000		
預り金				37,285,009
	管工事賠償保険預り金	28,625,325		
	福祉共済保険預り金	5,662,983		
	法定外労働災害保険預り金	1,133,835		
	職員社会保険料他	1,862,866		
法人税等引当金				12,731,100
	当期に属する法人税等引当金	12,731,100		
未払消費税				3,660,700
	当期に属する未払消費税	3,660,700		
賞与引当金				2,000,000
	上期賞与当期対応	2,000,000		
	流動負債計			120,550,254
固定負債				
長期借入金				68,550,000
	新会館建設に係る借入金のうち、 返済期間1年を超えるもの	68,550,000		
預り保証金				4,029,840
	貸室保証金	4,029,840		
退職給与引当金				32,091,494
	当期末残高	32,091,494		
	固定負債計			104,671,334
	負債合計			225,221,588
正味資産の部				
				441,889,713

損 益 計 算 書

自 令和 2年 5月 1日

至 令和 3年 4月30日

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
	円	円	円
1. 事業収益の部			
(1) 出版物頒布代	31,630,000	34,220,394	2,590,394
(2) 受入広告料	14,850,000	16,979,192	2,129,192
(3) 受入講習会手数料	25,670,000	29,869,540	4,199,540
(4) 受入共済手数料	158,650,000	163,699,684	5,049,684
内訳①福祉共済	6,600,000	6,498,063	△ 101,937
②法定外労災	10,850,000	10,686,664	△ 163,336
③管工事賠償	139,200,000	144,135,500	4,935,500
④中央会業務災害他	2,000,000	2,379,457	379,457
(5) 建設業振興基金助成金	2,000,000	2,414,000	414,000
(6) 教育情報費用繰越金取崩	2,000,000	0	△ 2,000,000
事業収益合計	234,800,000	247,182,810	12,382,810
2. 賦課金等収入の部			
(1) 賦 課 金	49,200,000	49,114,200	△ 85,800
(2) 賛 助 会 費	5,250,000	5,665,000	415,000
賦課金等収入合計	54,450,000	54,779,200	329,200
3. 事業費用の部			
(1) 当期仕入図書	6,220,000	7,687,337	1,467,337
(2) 教育情報事業費	16,900,000	16,144,558	△ 755,442
(3) 出版物作成費	10,880,000	11,812,765	932,765
(4) 技術指導費	27,730,000	29,508,614	1,778,614
(5) 情報収集費	700,000	400,000	△ 300,000
(6) 指導連絡費	4,200,000	100,583	△ 4,099,417
(7) 支払共済手数料	69,860,000	70,279,786	419,786
内訳①法定外労災	700,000	673,639	△ 26,361
②管工事賠償	69,160,000	69,606,147	446,147
(8) 事業拡充費	11,100,000	13,424,993	2,324,993
(9) 建設業振興基金助成事業費	4,400,000	5,605,395	1,205,395
(10) 災害対策費	700,000	22,728	△ 677,272
(11) 周年記念事業費	1,000,000	1,790,898	790,898
(12) 事業人件費	27,780,000	27,415,792	△ 364,208

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
(13) 法定福利・厚生費	6,950,000	6,579,346	△ 370,654
(14) 通信・電話費	1,700,000	1,275,472	△ 424,528
(15) 事務用品費	2,450,000	1,707,763	△ 742,237
(16) 交通費	2,290,000	1,360,532	△ 929,468
(17) 水道光熱費	730,000	565,396	△ 164,604
事業費用合計	195,590,000	195,681,958	91,958
事業総利益金額	93,660,000	106,280,052	12,620,052
4. 一般管理費の部			
(1) 総会費	2,760,000	1,073,820	△ 1,686,180
(2) 会議費	22,350,000	10,418,749	△ 11,931,251
(3) 功勞者顕彰費	1,350,000	846,400	△ 503,600
(4) 青年部活動費	3,000,000	3,000,000	0
(5) 賛助会員関係費	500,000	0	△ 500,000
(6) 役員報酬	20,210,000	20,208,000	△ 2,000
(7) 人件費	11,910,000	11,742,479	△ 167,521
(8) 法定福利・厚生費	2,980,000	2,817,779	△ 162,221
(9) 中退共掛金	1,290,000	1,277,000	△ 13,000
(10) 通信・電話費	740,000	557,178	△ 182,822
(11) 印刷費	350,000	83,400	△ 266,600
(12) 事務用品費	1,060,000	739,779	△ 320,221
(13) 図書費	160,000	95,895	△ 64,105
(14) 交通費	990,000	583,097	△ 406,903
(15) 慶弔費	680,000	97,630	△ 582,370
(16) 交際費	500,000	48,450	△ 451,550
(17) 研修費	50,000	910	△ 49,090
(18) 広告宣伝費	700,000	525,000	△ 175,000
(19) 関係団体負担金	3,140,000	3,035,000	△ 105,000
(20) 器具備品費	500,000	1,077,800	577,800
(21) 水道光熱費	320,000	242,311	△ 77,689
(22) 租税公課	140,000	83,132	△ 56,868
(23) 顧問料	1,200,000	1,200,000	0
(24) 支払手数料	860,000	664,013	△ 195,987
(25) 雑費	250,000	152,854	△ 97,146
(26) 減価償却費	1,560,000	2,461,803	901,803
一般管理費合計	79,550,000	63,032,479	△ 16,517,521
事業利益金額	14,110,000	43,247,573	29,137,573

科 目	予 算 額	実 績 額	増 減
5. 事業外収益の部			
(1) 受 入 利 息	660,000	645,507	△ 14,493
(2) 雑 収 入	500,000	994,467	494,467
(3) 貸倒引当金戻入	50,000	50,000	0
(4) 賞与引当金戻入	4,800,000	4,800,000	0
(5) 退職給与引当金戻入	1,760,000	1,760,000	0
(6) 会館貸室料	8,300,000	10,565,280	2,265,280
(7) 会館管理料	680,000	880,440	200,440
(8) 会館雑収入	0	880,440	880,440
事業外収益合計	16,750,000	20,576,134	3,826,134
6. 事業外費用の部			
(1) 貸倒引当金繰入	50,000	50,000	0
(2) 賞与引当金繰入	4,800,000	4,800,000	0
(3) 退職給与引当金繰入	2,100,000	2,100,000	0
(4) 支 払 利 息	300,000	252,893	△ 47,107
(5) 職 員 退 職 金	6,200,000	6,167,093	△ 32,907
(6) 会館租税公課	1,700,000	1,588,800	△ 111,200
(7) 会館維持費	2,850,000	2,714,074	△ 135,926
(8) 会館改修費	500,000	86,000	△ 414,000
(9) 会館雑費	100,000	54,180	△ 45,820
(10) 会館減価償却費	7,920,000	7,858,751	△ 61,249
事業外費用合計	26,520,000	25,671,791	△ 848,209
経常利益金額	4,340,000	38,151,916	33,811,916
7. 特別利益の部	0	0	0
特別利益合計	0	0	0
8. 特別損失の部			
(1) 予 備 費	4,340,000	1,000,000	△ 3,340,000
特別損失合計	4,340,000	1,000,000	△ 3,340,000
税引前当期純利益金額	0	37,151,916	37,151,916
税 等	0	△ 12,731,100	△ 12,731,100
当期純利益金額	0	24,420,816	24,420,816

Ⅷ-4 剰余金処分案

剰余金処分案

自. 令和2年 5月 1日
至. 令和3年 4月30日

(単位:円)

I. 当期未処分剰余金

当期純利益金額	24,420,816	
前期繰越剰余金	<u>56,919,950</u>	<u>81,340,766</u>

II. 剰余金処分額

利益準備金	2,800,000	
教育情報費用繰越金	1,400,000	
組合積立金		
特別積立金	38,000,000	
会館改修積立金	2,000,000	
災害救援基金	5,000,000	
技能競技積立金	<u>2,000,000</u>	<u>51,200,000</u>

III. 次期繰越剰余金

30,140,766

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、連合会から受領した令和2年度決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び事業報告書を監査した。

1. 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、連合会の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、連合会の状況を正しく示している。


3. 追記情報

決算関係書類について記載事項はない。

令和3年5月21日

全国管工事業協同組合連合会

代表監事 岡 將 央 

監 事 関 根 州 一 

” 内 山 邦 俊 

” 渡 邊 宇之助 

” 安 井 健 

” 福 田 悦 雄 

第 2 号議案 令和 3 年度事業計画、収支予算並びに
経費の賦課及び徴収方法決定の件

I 令和 3 年度事業計画（案）

自 令和 3 年 5 月 1 日

至 令和 4 年 4 月 30 日

〔基本方針〕

・全管連の組織見直し

所属団体、所属業者数の減少等に伴い、将来の組織基盤の整備を進める一環として、役員定数、委員会の在り方および1社あたりの出資額等について、総務部・経理部の合同会議で検討を行い、令和5年7月の施行を目指すこととしている。

・建設キャリアアップシステム（CCUS）

国土交通省が令和元年4月より本格運用を開始している建設キャリアアップシステム（CCUS）への取組については、本制度をさらに普及促進するため令和3年度より「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」が開始される。本会では、こうした動きに対処するため、国交省指導の下、配管職種としての企業評価基準を策定する。また、技能レベルに応じた年収目安の設定を目指して令和2年11月に実施した「年収給与の支払い状況調査」結果を取りまとめる。

・令和3年度通常総会（愛媛県）の開催

令和3年度の通常総会・全国大会は、四国ブロックの愛媛県支部にて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため愛媛県県民文化会館を全館貸切り開催することとなっていたが、感染症の終息が見えない中、全国からの参加者の安全を第一に考慮した結果、開催規模を縮小し通常総会、理事会だけを令和3年7月1日に愛媛県松山市のANAクラウンプラザホテル松山で開催し、全国大会及び関連行事は中止することとなった。

〔重点事項〕

1. 全管連の組織見直しの検討について

全管連の所属業者数はピーク時（2001年）の約2万3千社から現在では約1万5千社と大きく減少している。こうした状況に伴い将来の組織基盤整備を進める上で理事定数等について見直しをすべきとの意見があった。そこで正副会長部長会メンバーに対して予備的なアンケート調査を実施するほか、総務委員会でも本課題について検討を行った。それらを踏まえ、総務・経理の合同部会でより具体的に検討を行うことについて令和3年1月18日第344回理事会での決定を踏まえ、引き続き合同部会で検討する。また、各都道府県支部において所属業者数に増減があり、結果として1業者あたりの出資金額に差異が生じていることへの対応についても合同部会で検討する。

2. インボイス制度（適格請求書等保存方式）の周知について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されること

となっている。現行の区分記載請求書等保存方式からの変更点、事業や経理業務に与える影響、制度に対応したシステム導入の必要性を周知するため、説明会（WEB）の開催や機関誌紙へ情報を掲載する。

3. 建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した技能者処遇改善の推進について

国土交通省では、令和元年度のCCUSの本格運用、令和2年度のCCUSに連動した建設技能者の能力評価（レベル判定）に続き、令和3年度から「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」を開始する。本会では、本制度に関する国が定めたガイドラインに基づき、配管職種としての企業評価基準を策定する作業を進める。また、技能レベルに応じた年収目安の設定と職長クラスの手当てを計上できるよう標準見積書の改訂作業を目指して、令和2年11月に実施した「年収給与の支払い状況調査」結果を取りまとめる。

4. 水道配水管工事に係る戦略懇談会

本会の会員企業が今後、水道配水管布設工事に今まで以上に従事し、かつ、適正利潤を確保できるよう、補助金・歩掛り改正要望、工事契約において管工事組合の優位性を高める方法、管路DB方式の普及等について更に検討を行うとともに、厚生労働省、関係団体との意見交換を実施する。

5. 共済制度の加入促進について

全国団体としてのスケールメリットや優位性を最大限活用し、会員企業の安定した経営と健全な発展に資するため、福利厚生面の充実として「管工事賠償補償制度」、「法定外労働災害補償制度」及び「福祉共済制度」の充実及び加入促進を図り、加入率を増加させる。特に、管工事賠償制度への加入増による損害率の増加に対応するため、引き続き損害率の安定化に向けた対策を図る。また法定外労災よりも充実した補償を求める会員企業のニーズの高まりを受け、全国中央会の「業務災害補償制度」の加入促進も図る。

6. 悪徳商法に関する対応

改正水道法に盛り込まれた指定給水装置工事事業者の更新制度及び付帯決議に盛り込まれた修繕時のトラブル防止や悪徳商法に関する情報提供、技術・技能の維持・向上のための研修等の充実を図る。

7. 業界PR及び入職促進のための資料の作成

業界PR及び技術者・技能者の入職促進のため、管工事の内容自体を紹介する広報資料として工業高校生等を対象とした職業紹介パンフレットを作成するとともに、さらに有効な広報資料の検討を進める。

8. 給水申請書類の様式等の統一とデジタル化

給水申請事務の簡素化、合理化のため、各水道事業体でまちまちとなっている申請書類の統一とデジタル化について（公財）給水工事技術振興財団等と検討を進める。

9. 建設分野における新たな外国人材の受入れについて

ベトナムでの特定技能1号試験については、一定期間の教育訓練を行った後でなければ、特定

技能試験を実施できない仕組みに変更されたことを受け、本会では、令和4年3月の実施に向け、教育訓練カリキュラム（60時間）、テキストの作成、講師派遣等の検討を行う。また、試験体制を構築するため現地視察を行う。

〔実施事業〕注〔1.総務 2.経理 3.経営 4.広報 5.事業 6.技術 7.災害 ○で囲んである項目は共通。〕

〔総務〕

1-①. 組織の充実強化に関する事項

- (1) 協同組合連合会への組織化の推進
- (2) 未加入組合に対する連合会への加入促進
- (3) 法人格（協同組合）の取得指導
- (4) 運営機構の将来的検討
- (5) 組織見直しの検討
- (6) 青年部協議会の指導育成

1-2. 業界功労者の表彰に関する事項

- (1) 叙勲、叙位候補者の推せん
- (2) 国家褒章候補者の推せん
- (3) 国土交通大臣表彰候補者の推せん
- (4) 優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰候補者の推せん
- (5) 厚生労働大臣表彰候補者の推せん
- (6) 安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推せん
- (7) 国土交通省土地・建設産業局長感謝状候補者の推せん
- (8) 浄化槽の日国土交通省土地・建設産業局長表彰候補者の推せん
- (9) 日本建築衛生管理教育センター会長表彰候補者の推せん
- (10) 関係機関に対する表彰候補者の推せん
- (11) 本会表彰規程による功労者の表彰

1-3. 賛助会員に関する事項

- (1) 賛助会員に対する資料等の配布
- (2) 賛助会員に対する業界情報の提供
- (3) 賛助会員との交流
- (4) 関連団体・企業に対する加入促進
- (5) 第2賛助会員に対する会員証明書の発行

1-④. 国際交流に関する事項

- (1) 関係諸機関・同業団体との交流
- (2) 海外事情の調査研究

1-⑤. 陳情、請願に関する事項

- (1) 改正品確法及び運用指針の周知・指導、積算基準の見直し及び工事発注の平準化促進に関する陳情
- (2) 指定給水装置工事事業者の更新制度の適正運用に関する陳情
- (3) 働き方改革の推進に関する要望
- (4) 公共事業費予算（上下水道・住宅対策等）の確保に関する陳情
- (5) 業界関連資格の取得と活用に関する陳情
- (6) 税制改正（中小企業関係）に関する陳情

- (7) 教育機関における「設備工業科」の設置要望
- (8) 工期・工程の適正化に関する陳情
- (9) 技能競技大会に関する陳情
- (10) その他業界意見の陳情、請願

1-⑥. 行政官庁、関係機関への協力・関係法規の周知に関する事項

- (1) 改正関係法規に関する周知
- (2) 改正品確法・運用指針、改正建設業法、改正入契法のいわゆる担い手3法に関する周知
- (3) 指定給水装置工事事業者の更新制度の周知
- (4) 国の中小企業施策の周知
- (5) その他諸制度に関する周知

1-⑦. 関係協議会への参加と運営協力に関する事項

- (1) (一社)住宅リフォーム推進協議会
- (2) 貯水槽管理中央協議会
- (3) (一社)建設産業専門団体連合会
- (4) その他関係協議会

1-⑧. 講習会等の実施に関する事項

- (1) 事務局研修会の実施
- (2) 各種講習会、説明会、講演会の実施

1-⑨. 全管連会館に関する事項

- (1) 全管連会館の管理運営
- (2) 災害対応の拠点となる施設の活用

〔経理〕

2-①. 財務に関する事項

- (1) 財務基盤の整備検討
- (2) 出資金の整備検討
- (3) 中長期的な財政計画の策定
- (4) 利益率向上のためのコストの縮減

2-2. 助成制度に関する事項

- (1) 重点事項等を円滑に推進するための助成制度の検討

2-3. 消費税に係るインボイス制度に関する事項

- (1) 説明会（WEB）の開催
- (2) 機関誌紙への掲載

〔経営〕

3-1. 経営事項審査制度に関する事項

- (1) 制度の普及・指導
- (2) 労働福祉の充実指導
- (3) 建設業経理士・建設業経理事務士の資格取得指導
- (4) 防災活動に貢献する者に対する経審評価の周知

3-2. 建設産業構造改善推進に関する事項

- (1) 全国労働衛生週間への協力
- (2) 建設産業活性化事業助成金の活用
- (3) 多様な建設生産・管理システムの形成
- (4) 経営力・施工力の強化
- (5) 元請・下請関係の適正化
- (6) 人材の確保・育成
- (7) 改正発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の周知

3-3. 建設産業における建設生産システム合理化指針の普及促進に関する事項

- (1) 総合工事業者と専門工事業者の役割と責任の明確化
- (2) 適正な契約の締結
- (3) 適正な施工体制の確立
- (4) 建設労働者の雇用条件等の改善

3-4. 労務に関する事項

- (1) 建設業働き方改革およびキャリアアップシステムへの対応
- (2) 若年労働力の確保と資質の向上指導
- (3) 公共事業労務費調査の周知
- (4) 賃金台帳の調製、保存の指導
- (5) 建設産業における労働時間短縮の普及促進
- (6) 女性・高齢者の職場環境の整備促進
- (7) 外国人技能実習制度の調査、研究及び視察
- (8) 特定技能外国人受入れに伴うJACへの支援・協力

3-5. 調査、統計に関する事項

- (1) 会員に対する事業活動等の実態調査
- (2) 所属員に対する経営および技術、技能に関する事項等の実態調査
- (3) 関係法規ならびに諸制度に関する調査、指導
- (4) 新工法、新技術の調査、研究、指導

3-6. 諸融資・債務保証制度の周知に関する事項

- (1) 国等による諸制度の周知
- (2) (一財)建設業振興基金の諸事業の周知
- (3) 下請セーフティネット債務保証の周知
- (4) 事業資金に対する融資制度の周知
- (5) その他中小企業関係諸制度の周知

3-7. 管工事業の合理化に関する事項

- (1) 経営の効率化促進指導
- (2) 事業承継対策の調査、研究
- (3) 職場環境の改善と活性化促進指導
- (4) 社会保険加入の促進
- (5) 官公需適格組合の取得状況の把握と共同受注体制の検討

3-8. 水道事業における官民連携による受託の推進に関する事項

- (1) 官民連携の調査及び調査結果の周知

〔広報〕

4-1. 情報の提供に関する事項

- (1) 機関紙「全管連ニュース」の発行
- (2) 機関誌「全管連ジャーナル」の発行
- (3) 全管連ホームページの活用
- (4) 諸媒体による情報の提供

4-2. 水道週間・パイプ月間に関する事項

- (1) 「水道週間」行事への参画と業界PRの推進
- (2) パイプ月間における行事の円滑なる推進

4-3. 全管連の使命と事業のPR活動に関する事項

- (1) 本会の事業に関する広報宣伝
- (2) 管工事業のイメージアップに関するPR対策
- (3) 関係団体への協力並びに広報活動の推進
- (4) 「水の写真コンテスト」への後援
- (5) 業界PR動画及び入職PRポスターの活用
- (6) 職業紹介パンフレットの作成、活用
- (7) 組合ホームページ及び機関誌紙拡充の推進

4-4. 悪徳商法に対する対応

- (1) 悪徳商法に関する情報提供
- (2) 修繕時のトラブル防止

〔事業〕

5-1. 福利厚生に関する事項

- (1) 全管連・福祉共済制度の充実及び普及促進
- (2) 全管連・法定外労働災害補償制度の充実及び普及促進
- (3) 全管連・管工事賠償補償制度の充実、普及促進及び事故防止対策
- (4) 全国中央会・業務災害補償制度の普及促進
- (5) がん保険制度に関する対応
- (6) 従来 of 厚生年金基金制度に代わる福利厚生制度の研究
- (7) 福利厚生諸制度の開発・促進

5-2. 図書等の発刊に関する事項

- (1) 技術・経営図書の発刊とあっせん頒布
- (2) 全管連手帳・全管連団体要覧の発行頒布

5-3. 貯水槽関係に関する事項

- (1) 貯水槽清掃作業従事者研修の指導者の育成
- (2) 貯水槽清掃作業従事者研修用テキストの頒布
- (3) 貯水槽清掃作業監督者の資格取得案内
- (4) 貯水槽清掃作業監督者の再講習受講の案内

〔技術〕

6-①. 技術、技能に関する事項

- (1) 国家資格の取得指導と有効的活用

- (2) 管工事施工管理技術検定及び技能検定（建築配管職種）に対する協力
- (3) 施工管理技士及び技能士の確保のための取組み
- (4) 各種技術者講習会の受講指導
- (5) 建設キャリアアップシステムにおける技能者の能力評価制度の周知・活用
- (6) 専門工事企業の施工能力等の見える化評価基準の策定
- (7) 建設分野特定技能評価試験への対応
- (8) 新入社員、従業員の技術技能教育の協力
- (9) 仕様書等の改定への協力
- (10) 継続学習制度（CPDS）の推進
- (11) 技能向上のための指導者派遣
- (12) 改訂版・若年者のための建築配管施工基本実技シートとDVD（受講者編・指導者編）の活用

6-②. 水道法に関する事項

- (1) 水道法に関する業界意見の集約等
- (2) 水道事業の官民連携動向の把握
- (3) 給水装置工事主任技術者現地研修の運用状況の調査とフォローアップ

6-③. 給水装置工事主任技術者に関する事項

- (1) 給水装置工事主任技術者試験への協力
- (2) (公財)給水工事技術振興財団への協力
- (3) 給水装置工事主任技術者現地研修への協力、運用状況の調査・フォローアップ
- (4) 国家試験受験準備講習会の開催

6-④. 給水装置工事配管技能者に関する事項

- (1) 水道法施行規則第36条第2号に規定する分岐穿孔技能を有する配管技能者の明確化
- (2) 分岐穿孔技能を有する配管技能者の水道事業体の供給規程等における明確化と活用
- (3) (公財)給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会への協力
- (4) 給水装置工事配管技能者認定協議会への協力

6-5. 配管基幹技能者に関する事項

- (1) 登録配管基幹技能者講習委員会への参画及び運営協力
- (2) 登録配管基幹技能者講習の開催
- (3) 既存資格者を対象とした修了証の更新手続の実施
- (4) 登録基幹技能者制度推進協議会との連携

6-6. 技能競技大会に関する事項

- (1) 技能グランプリおよび技能五輪全国大会に対する協力
- (2) 技能五輪国際大会に対する協力
- (3) 技能尊重気運の醸成と技能関係競技大会への積極的参加

6-7. 配水管等水道施設整備に係る業界意見・要望に関する事項

- (1) 水道施設整備費に係る歩掛改定ワーキンググループによる改定要望の検討
- (2) 水道施設整備費に係る歩掛改定について会員からの要望項目の意見集約と要望提案

6-8. 浄化槽の普及促進に関する事項

- (1) 浄化槽の日実行委員会への参画
- (2) 合併処理浄化槽の普及促進

6-⑨. 教育機関への協力に関する事項

- (1) 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会に対する協力

- (2) 全国設備工業教育研究会に対する支援協力
- (3) 各種教育機関並びに職業訓練校に対する協力
- (4) 設備工業教育の使命と重要性に関するPR

〔災害〕

7-①. 災害時等の対応に関する事項

- (1) (公社)日本水道協会等関係機関との連携・協力
- (2) 改訂「地震等緊急時対応の手引き(日本水道協会)」の周知
- (3) 改訂「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」の周知
- (4) 会員団体への防災協定締結等の支援

令和3年度

スローガン決議（案）

※理事会の第2号議案で説明いたします。

1.

1.

1.

令和3年7月1日

全国管工事業協同組合連合会

Ⅱ 令和3年度 収支予算案

自. 令和 3年 5月 1日

至. 令和 4年 4月30日

(収入の部)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	摘 要
1. 事業収益の部	円 247,182,810	円 263,480,000	
(1) 出版物頒布代	34,220,394	32,180,000	機関誌、技術図書及び全管連手帳等の頒布代 ①全管連ジャーナル 9,270千円 ②技術図書 12,140千円 ③全管連手帳 10,770千円
(2) 受入広告料	16,979,192	17,270,000	機関誌及び水道週間チラシ等への広告掲載料 ①全管連ジャーナル 4,680千円 ②全管連ニュース 5,690千円 ③水道週間チラシ 1,850千円
(3) 受入講習会手数料	29,869,540	34,830,000	給水装置工事配管技能検定会、主任技術者現地研修他手数料(ともに給水財団の事業計画を踏まえ計上) ①主任技術者現地研修 11,200千円 ②給水装置工事配管技能検定会 22,200千円
(4) 受入共済手数料	163,699,684	166,390,000	①福祉共済 6,240千円 ②法定外労災 10,350千円 ③管工事賠償 147,600千円 ④中央会業務災害補償制度他 2,200千円
(5) 事業経費補助金等収入	0	8,810,000	技能競技大会等に係る主催団体からの助成金等 ①技能五輪全国大会 3,810千円 ②特定技能評価試験 3,000千円 ③建設産業活性化助成事業助成金 2,000千円
(6) 建設業振興基金助成金	2,414,000	0	建設産業活性化助成事業助成金他 令和3年度より上記「(5)事業経費補助金等収入」へ統合
(7) 教育情報費用 繰越金取崩	0	4,000,000	過年度繰越分
2. 賦課金等収入の部	54,779,200	53,000,000	
(1) 賦 課 金	49,114,200	47,500,000	令和3年度賦課金
(2) 賛 助 会 費	5,665,000	5,500,000	〃 賛助会費
3. 事業外収益の部	20,576,134	15,980,000	
(1) 受 入 利 息	645,507	650,000	預金・国債利息
(2) 雑 収 入	994,467	1,500,000	事業外の雑収入、助成金
(3) 貸倒引当金戻入	50,000	50,000	令和2年度繰入分

令和3年度 収支予算案

自. 令和 3年 5月 1日
至. 令和 4年 4月30日

(収入の部)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	摘 要
	円	円	
(4) 賞与引当金戻入	4,800,000	4,800,000	令和3年度戻入分
(5) 退職給与引当金戻入	1,760,000	0	
(6) 会館貸室料	10,565,280	8,300,000	1階及び4階。空室リスクを鑑み年間見込額の8割で計上
(7) 会館管理料	880,440	680,000	"
(8) 会館雑収入	880,440	0	
4. 特別利益の部	0	0	
合 計	322,538,144	332,460,000	

令和3年度 収支予算案

自. 令和 3年 5月 1日

至. 令和 4年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	摘 要
1. 事業費用の部	円 195,681,958	円 223,960,000	
(1) 当期仕入図書	7,687,337	4,810,000	幹旋図書の当期仕入額 ①管工事研究会 2,810千円 ②給水装置工事技術指針 1,440千円
(2) 教育情報事業費	16,144,558	22,320,000	機関誌作成費及び事務局研修費開催費等 ①全管連ジャーナル 11,520千円 ②全管連ニュース 5,020千円 ③事務局研修会 1,700千円
(3) 出版物作成費	11,812,765	13,020,000	技術図書及び全管連手帳等の作成費 ①主任技術者試験問題集等 1,550千円 ②若年者への業界PR出版物作成費 3,500千円 ③全管連手帳 6,570千円
(4) 技術指導費	29,508,614	41,900,000	給水装置工事配管技能検定会及び主任技術者 現地研修の支部手数料(ともに給水財団の事業 計画を踏まえ計上) ①技能五輪全国大会4,800千円 ②給水装置工事配管技能検定会 20,900千円 ③主任技術者現地研修 10,100千円 ④特定技能評価試験 3,500千円
(5) 情報収集費	400,000	700,000	建設産業における専門工事業としての 協力費他
(6) 指導連絡費	100,583	3,850,000	ブロック会議及び会員団体行事への参加費
(7) 支払共済手数料	70,279,786	73,940,000	①法定外労災 700千円 ②管工事賠償 73,240千円
(8) 事業拡充費	13,424,993	15,060,000	共済保険、講習、幹旋他、事業全般拡充費 建設キャリアアップシステムの制度推進費 ①保険制度事務代行手数料 4,000千円 ②建設キャリアアップシステム 2,000千円 ③給水装置工事技術に関するデジタル化・効率 化事業 2,000千円
(9) 建設業振興基金 助成事業費	5,605,395	3,040,000	建設産業活性化助成事業実施費用
(10) 災害対策費	22,728	700,000	災害対策活動費
(11) 周年記念事業費	1,790,898	0	
(12) 事業人件費	27,415,792	30,630,000	職員給料
(13) 法定福利・厚生費	6,579,346	7,060,000	社会保険料事業主負担分、福利厚生費
(14) 通信・電話費	1,275,472	1,700,000	会員通知他文書発送費、電話・FAX使用料

令和3年度 収支予算案

自. 令和 3年 5月 1日

至. 令和 4年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	摘 要
	円	円	
(15) 事務用品費	1,707,763	2,350,000	複合機使用料、事務用品
(16) 交通費	1,360,532	2,220,000	役職員通勤、業務、外部会議等出席交通費
(17) 水道光熱費	565,396	660,000	電気、水道料金
2. 一般管理費の部	63,032,479	88,160,000	
(1) 総会費	1,073,820	6,230,000	第61回通常総会(愛媛県松山市) ①会場費、交通宿泊費他 3,430千円 ②総会資料等作成費 1,100千円 ③開催地補助金 900千円
(2) 会議費	10,418,749	25,100,000	理事会、監事会、部会、委員会他会議費 例年どおり開催されることを前提に計上 ①理事会、新年賀詞交歓会 10,200千円 ②正副会長、部長会議 5,500千円 ③各部会、委員会 8,800千円
(3) 功勞者顕彰費	846,400	1,350,000	表彰状・顕彰状作成代、記念品代
(4) 青年部活動費	3,000,000	3,000,000	青年部の指導育成活動費
(5) 賛助会員関係費	0	500,000	賛助会員関係費
(6) 役員報酬	20,208,000	20,610,000	常勤理事報酬
(7) 人件費	11,742,479	13,140,000	職員給料
(8) 法定福利・厚生費	2,817,779	3,030,000	社会保険料事業主負担分、福利厚生費
(9) 中退共掛金	1,277,000	1,260,000	中小企業退職金共済・特定退職金共済の掛金
(10) 通信・電話費	557,178	740,000	会員通知他文書発送費、電話・FAX使用料
(11) 印刷費	83,400	350,000	会議資料、事務用封筒他印刷費
(12) 事務用品費	739,779	1,020,000	複合機使用料、事務用品
(13) 図書費	95,895	160,000	参考図書購入費他
(14) 交通費	583,097	960,000	役職員通勤、業務、外部会議等出席交通費
(15) 慶弔費	97,630	700,000	会員関係慶弔金
(16) 交際費	48,450	500,000	関係先への慶弔金・中元・歳暮他
(17) 研修費	910	50,000	研修会等出席会費
(18) 広告宣伝費	525,000	700,000	業界紙暑中・年賀広告掲載料

令和3年度 収支予算案

自. 令和 3年 5月 1日

至. 令和 4年 4月30日

(支出の部)

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	摘 要
(19) 関係団体負担金	円 3,035,000	円 3,140,000	関係団体会費
(20) 器具備品費	1,077,800	500,000	器具什器、修理費
(21) 水道光熱費	242,311	290,000	電気、水道料金
(22) 租 税 公 課	83,132	120,000	償却資産課税、収入印紙他
(23) 顧 問 料	1,200,000	1,200,000	弁護士・税理士顧問料
(24) 支 払 手 数 料	664,013	860,000	送金手数料他
(25) 雑 費	152,854	250,000	来客用お茶代他
(26) 減 価 償 却 費	2,461,803	2,400,000	什器備品、ソフトウェアの減価償却費
3. 事業外費用の部	25,671,791	19,340,000	
(1) 貸倒引当金繰入	50,000	50,000	令和3年度引当分
(2) 賞与引当金繰入	4,800,000	4,800,000	〃
(3) 退職給与引当金繰入	2,100,000	1,200,000	〃
(4) 支 払 利 息	252,893	300,000	借入金の支払利息
(5) 職 員 退 職 金	6,167,093	0	
(6) 会 館 租 税 公 課	1,588,800	1,600,000	土地、建物固定資産税
(7) 会 館 維 持 費	2,714,074	2,930,000	エレベータ・電気設備他保守点検料、 会館機械警備料他
(8) 会 館 改 修 費	86,000	500,000	会館補修他
(9) 会 館 雑 費	54,180	100,000	蛍光灯他消耗品他
(10) 会館減価償却費	7,858,751	7,860,000	建物、建物附属設備、構築物の減価償却費
4. 特別損失の部	1,000,000	1,000,000	
(1) 予 備 費	1,000,000	1,000,000	
5. 税 等	12,731,100	0	
合 計	298,117,328	332,460,000	

Ⅲ 令和3年度経費の賦課及び徴収方法（案）

令和3年度の賦課徴収金は前年度と同様の算定方法により徴収するものとする。
賦課金の算定方法は下記のとおりです。

賦 課 金 の 算 定 基 準

・ 1ヵ月の金額

賦課金の月額、団体割と人数割を加えた金額とし、団体割は別表1、人数割は別表2により算定した金額とする。

（別表1）

所 属 組 合 員 数	単 位 (月)
20人以下	3
21 ～ 40	5
41 ～ 60	7.5
61 ～ 100	12
101 ～ 150	17
151 ～ 200	21
201 ～ 300	24
301 ～ 500	27
501 ～ 750	29
751 ～ 1,000	31
1,001 ～ 1,500	33
1,501 ～ 2,000	35
2,001 ～ 2,500	38

(注) 1単位1,000円とする。

（別表2）

組合にあっては組合員数に、連合会にあっては所属員数に200円を乗じた額とする。

(注) 組合と連合会の重複加入の場合における連合会の人数割の算定については、連合会の所属員数から本会に重複加入している組合の組合員数を差し引いた員数で算定する。

第 3 号議案 令和 3 年度借入金残高の最高限度決定の件

(原案) 5 億円を限度とする。

第 4 号議案 役員選挙の件

